

令和 6 年

第 2 回 忠岡町議会定例会会議録

第 2 日

閉会 令和 6 年 6 月 1 2 日

忠 岡 町 議 会

令和6年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和6年6月12日午前10時、第2回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 二家本英生議員	6 番 是枝 綾子議員
7 番 松井 匡仁議員	8 番 三宅 良矢議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 勝元由佳子議員	12 番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室次長兼秘書人事課長		産業住民部長	新城 正俊
	中定 昭博		
産業住民部次長兼住民人権課長		産業住民部次長兼生活環境課長	
	谷野 彰俊		小倉由紀夫
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
教育部長兼教育総務課長		教育部理事兼学校教育課長	
	村田 健次		石本 秀樹
消 防 長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸
		(各課課長同席)	

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立いたしております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和6年第2回忠岡町議会定例会議事日程（2日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

昨日に引き続き、日程第1 一般質問を行います。

通告の順序に従い発言を許します。

是枝綾子議員の発言を許します。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

おはようございます。6番、日本共産党の是枝です。一般質問をさせていただきます。

私は、忠岡町が今誘致計画を進めている1日220トンの巨大な産業廃棄物焼却炉の問題について質問いたします。今回の質問は、忠岡町が今後のごみ処理方式を公民連携方式の産業廃棄物の焼却炉に決定したその方法が、公平性に非常に問題があるのではないかという点について4点質問をいたします。

まず、1点目です。忠岡町は、和田前町長の令和元年度に広域化する方針に戻し、泉北環境整備施設組合と令和2年度から広域化検討協議会を行ってきました。その後、令和2年10月に杉原町長がごみ処理方式は広域化ということを公約に掲げて当選し、令和3年度も広域化協議会を開き、進めていました。

ところが、忠岡町は、令和4年8月、ごみ処理方式は公民連携方式で1日200トンの産廃焼却炉を誘致する計画にする方針だということを突然発表し、令和5年2月に公民連携の基本協定を締結されました。なぜ方針が急に公民連携方式に変わったのか。そもそもなぜ公民連携方式が出てきたのか疑問でありました。その疑問が少し分かりました。

情報公開請求をして分かったことなのですが、令和4年1月11日に大阪府庁の資源循環課と生活環境課担当部がですね、打合せに行きました。そしてその会議録を情報公開請求して取りまして、見ますと、忠岡町は大阪府に大栄環境株式会社から情報提供があったと説明をしていました。令和3年、その12月24日ですからその年末ですね、令和4年の1月、正月明けに行ってますが、その暮れですね、その前の暮れの12月24日に第1回忠岡町廃棄物減量等推進協議会専門部会を忠岡町は開いておりまして、その中で、一般廃棄物処理基本構想案というものを、案を出しておりますが、その審議のときにも、忠岡町からは公民連携の話は出てませんでした。その3日後、令和3年12月27日、年末押し迫った頃に、泉北環境との広域化協議会を持ち、決算ベースで忠岡町の費用負担を出してもらっていました。年末この状況なのに、その年明け、令和4年の1月11日には大阪府庁に行って公民連携のお詳しい話をしているんです。これどういうことでしょうか。忠岡町がこんなことをしているなんて、私たちはこの頃は全然知りませんでした。いつ頃大栄環境株式会社から情報提供があったのでしょうか。担当部長よりお答えをお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

産廃処理業者からの情報提供につきましては、本町の一般廃棄物であるプラスチック製容器包装、繊維系ごみの処理について委託契約を締結している大栄環境株式会社から、営業活動の一環として、令和3年10月に締結された相生市の公民連携事業や同時期に覚書が締結された熊本市上益城5町の事例などについて報道内容や事業スキーム等の情報提供を受けております。それ以前にもこのような情報提供があったと思います。それらの情報を基に、先進市への視察や調査・研究を独自で行ってきたところでございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

令和 3 年 1 0 月ですから、この年は広域化進めますと施政方針でも述べられておりましたし、泉北環境と広域化のそういう協議もしていたにもかかわらず、令和 3 年の 1 0 月に、具体的には 1 0 月という数字が出ましたので 1 0 月、相生市や熊本益城郡の 5 町の広域、一部事務組合ですね、その、と話したのは、そこはみんな大栄環境関わっているところですので情報提供があったということだと思います。ということが分かりました。

大阪府との打合せ会議の記録を見ますと、三重県伊賀市、三重中央開発に忠岡町民のごみを焼却委託する確認も伊賀市のほうに取れているというふうなことも書かれておりますので、かなり話がね、具体的に検討というかね、されていたんだなということが分かります。

また、広域化協議を進めており、泉北環境とはね、広域化協議を進めており、受入れしていただける状況である。提示されている委託料について本町の希望する額より高い提示額であった。加入する場合、建て替えの費用負担ができるか不安とも書かれており、民間委託と金額比較する中で、同様の金額であれば広域に行くべきと考えていると書かれてありました。安かったら公民連携に行くということではないかという話にもなるわけであります。

そこでちょっと 2 点目の質問ですけれども、もうその時点で公民連携方式のほうにかなり傾いていったのではないかという疑問が出ているわけです。これを見ますとそういうふうに取り取れると思います。なぜかという、この公民連携方式のことを評価してるんです。魅力ある事業内容と思っている。この事業を選択した場合、熊本県と同様に大阪府にもアドバイザーとして関わっていただきたいと要望を忠岡町はされているんですね。熊本県は、熊本県がこんな方法ありますよということで、アドバイザーというか仲介して、業者紹介して、益城、何かね、一部事務組合のほうに話持っていったという経緯があるので、そこと同じように大阪府も進めてくれということなのかなと、同じようにということであれば、というふうに思うわけであります。令和 4 年の 1 月、この大阪府のほうに話に行ったときには、もう公民連携の方式のほうに傾いていたのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

令和 3 年度当初からクリーンセンター包括的整備運営管理事業が完了する令和 6 年 4 月

以降のごみ処理方式について具体的な検討を始め、それまで検討していた広域処理に加え、先進事例や他の自治体の取組について調査・研究をしてまいりました。令和3年7月には一般廃棄物処理基本構想の策定作業を開始し、その後、忠岡町廃棄物減量等推進審議会の中に専門部会を設置、12月に開催された専門部会では、廃棄物処理の現状を報告する中で、将来のごみ処理システムについて町単独処理、広域連携、公民連携処理の比較検討をする旨を説明し、令和4年2月の第2回専門部会では、三つの処理方式を比較した資料について審議をいたしました。その後、サウンディング調査等を実施し、公民連携方式の実現可能性を確認した上で、ケース1として忠岡町単独処理、ケース2、広域処理方式、ケース3、公民連携方式の3方式を地域貢献、経済性、人口減、ごみ量減、国の施策の各項目について定性的に比較・評価した結果、公民連携方式が最も高い評価となり、優先事業方式として選定したところでございます。

また、これら一連の流れと並行して泉北環境施設整備組合との広域化検討協議会も複数回開催しており、広域処理に係る課題を整理するとともに、必要な手続や事務委託料等について検討を行っておりまして、事業者から情報提供をされた時点において公民連携方式に傾いていたわけではございません。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

一旦フラットにしていることですが、どう見ても結局その7か月後には公民連携方式にすると発表しているんですから、かなりそちらに傾いていたと言わざるを得ないと思います。そのことが、この次のサウンディング調査をするにもうなったという時点でもう傾いていると言わざるを得ないと思います。

3点目のところですが、忠岡町が大阪府に行った翌月、令和4年2月24日、先ほども答弁にありましたが、第2回忠岡町廃棄物減量化推進協議会専門部会を開いて、基本構想案に今後のごみ処理方式に3方式目の公民連携方針を新たに加えたということで、翌3月ですね、令和4年の3月に基本構想が策定され、その翌月、令和4年4月6日に基本計画、今度ね、構想だけなので、基本計画策定のコンサルタント会社をプロポーザル募集する広告を出して、令和4年5月20日にエックス都市研究所に決定して、5月27日に委託契約が交わされたということでもあります。4者来たということでもありますけれども、このコンサルタント会社になったという決定的なところというのが、サウンディング調査を独自にしますとか、公民連携方式について詳しく情報公開取ったら、提案内容がですね、プロポーザルの、4者の全部比べてみたら、ここだけ具体的にね、やっぱりこの会社だけされてるということなので、公民連携方式にえらい偏った内容の提案ではないかというふうにもちょっと読み取れるような感じでありました。そこになって、そしてその後ですよ。もう5月の20日に契約を交わされて、その後ですね、サウンディング調査ってないんで

すね。参入意向調査っていうふうに書かれてあったり、あとヒアリングとかいう形で、口頭では何かサウンディング調査っていういろいろ聞いてたんですけど、後でいろいろ資料見たら、サウンディング調査っていうのは、コンサルタント会社のプロポーザルの企画提案書の中にしか書いてないという。忠岡町発行してるのにサウンディング調査をしたんかいなというようなね、そういうね、ないんですよ。中間報告を6月29日、もうその翌月の6月29日に中間報告意向調査のね、これが全員協議会で報告がされました。そういう調査をされて、それが出てきて、そして、この取り方についても非常にちょっと疑問があるんですけど、プラントメーカー8者、産廃の処理業者2者に意向調査ね、サウンディング調査の前に先行して意向調査を送られてるんですね。そこで返ってきた、意向を示したのはプラントメーカー3者で処理業者1者ということで、こういう状態やったんですね。そこで、その後ヒアリングをされたんだと思いますけれども、そしたらその結果については公表がないんですね、報告が。国土交通省がですね、サウンディング調査をするときはそういう公平性、透明性をちゃんと確保しろというふうに、そういう指針的なものを出しておられるんですね。それから疑問を持たれないようにということで。ですがそれ公表もないし、どうやったんかっていうのも分からないということで、その後突然、8月ですね、公民連携方式にするということが発表されたということで、すごいスピードで、議会での議論、9月の議会でも議論しようと思ったら、もう決めましたということで、そういう状況であったという話で、これではどうやってそれになってそうなったのかという経過が分かりにくいと。議会でも議論する期間がないということで。こういう決め方っていうのは、本当に大事な問題なのに、議会で議論することができなかった。もちろん住民の中にも説明会はあったけど、もう方針変えるというものではなく、説明を押し通すというね、そういう説明会だったので、これではね、何かそういう議論の保証がなかったということで、業者のそういう募集をして進めたという手法は、やっぱり公民連携方式で進めてきたからではないかということなんですが、これちょっと三つ目の質問で通告出してますので、こんなタイトスケジュールでどうなんでしょうね、これね。公民連携方式ありきで進めた結果じゃないんですかって考えざるを得ないんですが、どうでしょうか。担当部長よろしくお願いします。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

ご質問のサウンディング調査につきましては、公民連携の事業スキームの実現可能性について把握することを目的に実施したものでございまして、結果といたしましては、プラントメーカー3者、廃棄物処理事業者1社から実現可能性ありとの回答を得たものでござ

います。議会では、令和4年5月10日に基本構想の報告、6月29日廃棄物処理基礎調査の中間報告をさせていただき、その後、比較検討の項目について調査を進め、8月24日にごみ処理方針について説明をさせていただきました。その後、議会において、令和6年4月1日以降のごみ処理方式等についての調査・研究を行うことを目的としたごみ処理施設調査特別委員会が設置され、9月13日に第1回、9月20日に第2回の委員会を開催し、その後9月29日に公民連携事業関連議案の議決を受け、10月11日仮称忠岡町地域エネルギーセンター等整備運営事業公募型プロポーザルの実施に至りました。また、住民説明につきましては、ホームページ上の質問フォームにおいて随時質問の受付を行うとともに、9月12日にはふれあいホールで、11月7日より町内10か所の各地区集会所で住民説明会を実施いたしました。

このことから、本件については、住民や議会との議論の場を設けた上で実施してきたものであり、公民連携ありきとのご質問については、そのような事実はございません。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ありきで進めてないというのであれば、もう少しね、1年間置くとか半年置くとかいうことすべきだと思いますけれども、それが無い。まず6月の意向調査の中間報告というものは、もう6月議会質問終わって、もう最後の全員協議会、もうあとしまいいっていうふうなところの、そこでのその他の案件で出てきて、そしてじゃあ次の議会の9月でそしたら議論をするっていうような、するしかないんでね、9月の議会でもう決めましたと、その8月に決めましたということで出てきて、議論する間もなくもう決められて、業者選定のための関連予算が9月議会へ出てきてと、こういうタイトなね、議会の意見を聞くっていうね、そんな場もなかったというところが、やはり公民連携方式ありきで進めてきたのではないかというふうに思います。

それで、その四つ目ですけれども、忠岡町の急な事業者募集、これはですね、参入意向調査1者がね、処理業者1者あると、プラントメーカー3者あるということで、もうそれでゴーサインが出たということで、参入してくれるところがあるということでやったということは、この聞き取り調査っていうんですかね、参入意向調査がそれを基にしてあるということで、やったということがありきで、でないとこんなね、参入意向調査なんてしないと思いますよね、というふうな思うんですが、それでこの後がまた急なんですね。9月議会で議論をしている最中なのに10月4日ね、そういう事業者を募集しますという、そういう何か実施方針の公表っていうのがされて、事業者の募集が10月11日から始まったということで、もう募集してしまってるんですね、10月には。こんなん何で急ぐんや

ろうかなというふうに思うんですが、こんな急な募集の仕方では、参入するところって決まってるところしか、大体参入意向調査で広く知らせて、そういう参入というか、皆さん来てくださってというそういうインセンティブというかね、やる気を与えるっていうふうな意味合いがサウンディング調査にはあるんですよね。なので、このサウンディング調査をするのがたった2者で、その2者っていうのがどんなところですかといったら、忠岡町が契約をしているところだということで、1者はとてもそんなことできるような大きなとこじゃないということで、もう1者しかないという状況は目に見えていたと私は思うんですけれども、そこありきということで進められているような、そんな公平性が担保されているんだらうかと。お知らせ急にしてい急に申し込んでくださいと、こんな大事業をね、急に準備できるもんなんではうか。担当部長さんよろしくお願ひします、答弁。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

事業者募集におきましては、公募型でのプロポーザルを実施しており、参加資格を有している者であれば誰しもが参加できるものでございました。令和4年10月11日の募集要項の公表に先立って10月4日に実施方針を公表することでプロポーザルの実施を周知するとともに、11月11日の参加表明書の締切りまでの期間において、質疑や現地確認の受付を行い、十分な期間を持って、かつ募集内容を把握した上で参加表明がなされるよう配慮したものでございまして、公平性に関して問題はないものと認識しております。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

これまだ忠岡町のホームページに残ってましたので今朝打ち出してきたんですが、地域エネルギーセンターの事業の公募型プロポーザルの基本的な考え方のスケジュールを見てもすごいタイトですよ。10月4日の火曜日実施方針の公表、1週間後の10月11日から募集要項が公表されて、そこから受付が始まって、10月21日までに質疑は受付、現地確認の要望書、現地見ないとこんなもんでできませんよね。そういう受付が実施して10月21日で締切りなんですよ。あとそういう質疑の応答がいろいろあったり、参加表明書が11月11日受付ということで、こういう30年の長期にわたる、220トンみたいな大きな焼却炉、これ準備しておかないとやはりできないもんじゃないかなということで、当時聞いたら、こういった業界新聞とかに載ると思いますので、載ってるかどうか確認取れてないような答弁がありましたけれども、そういうやっぱりありきで進めている。そして1者しか応募がなかったという結果から見ても、やっぱりこれはタイトなスケジュー

ル過ぎるのではないかと思います。この結果から見て、これは公平性、透明性がちゃんと確保されたと思われているのでしょうか。新城部長、当時もういらっしゃったので、その点これは急な事業者募集だと、どう見てもスケジュール的にね、思いますけれども、これタイトなスケジュールじゃないですか。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

先ほどから担当次長のほうからご説明してるとおりですね、この辺のところは手続きをきっちり取って行って、公平性、担保性はあると認識しております。

以上でございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

公平性とか透明性とかが、なかなか担保されていないというふうなのと、そしてこのタイトなスケジュールで急に準備してなくてもできるようなものなのかと。10月4日に知ってから準備できるのかと、こんな大事業ね。その準備をね。プラントメーカーどことするとかいうのも話せなあかんしということで、だからサウンディング調査自体がもう最初から1者しか残らへんっていうふうな少ない数を取っているから結果の公表もないですよ。報告受けてないし公表もされていない。国はちゃんと後で透明性確保しなさいよと、公表しなさいよと。でないと後で言われますよというふうに書いてありますよね、そのやり方についてという。だからその疑問がずっとあって、おかしいんじゃないかとと言われても、いやおかしくありませんと。じゃあ公表してくださいというふうに言いたくなります。

まず、サウンディング調査の結果の公表がされてません。なぜされなかったのいうところが、そもそもそこからもうブラックボックスになっているということなんで、なぜ結果が公表されないのかと。別に会社名はA社B社C社でいいですけども。なぜされなかったのかということをお聞きしたいんですが。新城部長のほうに、当時いらっしゃったのでね。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議員が述べられたように、先に議会、住民への説明し、後にサウンディング調査をした場合、応募者がいない可能性があったことから、まずは事業者に対し意向を確認し、事業の実施の見通しが立ったことから三つの方式について説明をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

最初から住民に説明すると、あと募集したときに事業者いなかったらということで、なぜ結果を公表しなかったのかということで、1 者しかありませんでしたということとか、そういうね、何かこうこうこうでしたとか、こういう中身でしたとかいうのは国、国土交通省がやっぱり公表するようにと、透明性確保するようにということで、中間報告なんですね。結果どうやったのかと。そのヒアリングもされていると思うので、そこも一応、技術的なちょっとプライバシーに関わる部分は、技術的なこととかは公表しなくていいけど、どういうものだったのかということオープンにするということを国のほうが言ってるんですが、そのとおりににはされていないので、なぜされなかったんだろうかと。それがされていたらまたもうちょっと違った展開に、また議会の対応もできたのではないかと私は思うんですが。なぜ公表されなかったんでしょうか。

議長（北村 孝議員）

是枝議員、同一質問 3 回以上になると思いますので、答弁をもって次の質問に移ってください。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

公表の仕方なんですけども、1 者、3 者というような形になってくるんですけども、ちょっとその辺のところでどういう形でオープンしてるかっていうところは、ちょっと私今のところ分かってないんですけども、実際のところこの計画を立ててる、いわゆる計画の成果品とかございますので、その辺のところは出来上がっております。ただ、それがどういう形でオープンにしてるのかっていうのは、ちょっと今私ども分かってないところがあるので申し訳ございません。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

オープンにするようにということで、後でこのように透明性がないやないかと、確保されないんじゃないかと言われないうに、やっぱりオープンにするようにね、公表するよいうにいうふうに国は言っているわけですので、いうことなので、そもそもそこからもうどうなってるのかも分からない状況で結果がぼんと出てきたというふうに私たちは受け止めています。いうことで次の質問に移ります。きちんとねやっぱり公表していただいて、疑問を持たれないようにしてもらいたいということと、あとやはりサウンディング調査とか聞き取り調査は、意向調査は、やっぱりそれをやるというふうな意思が働かなければ聞き取りに行きませんよね。行かないわけですよ。やからそういうことで、それはちゃんと指摘はしておきます。

次に、和泉エネルギープラザの整備事業について質問いたします。和泉エネルギープラザですね、テクノステージのところにあります。95トンの溶融炉の産業廃棄物の焼却炉をこの2倍以上の220トンのストーカ方式に変えるということで、大栄環境の和泉エネルギープラザ整備事業の環境影響評価が現在大阪府において行われていて、先日、環境影響評価審査会が開かれて、一応可ということをお申をされたようであります。そして大阪府知事の意見がつけられたと、送付されたということであります。和泉市のテクノステージに220トンで忠岡町にも220トン、同じトン数の産業廃棄物のストーカ炉ができるということで、今まで産廃焼却炉は95トンしかなかったのに、いきなり440トンのものができるということで、この間に挟まれた山と海とに、この間に挟まれた地域は大気汚染物質の影響が出てくると思われまふ。そういう状況にあるのに、産業廃棄物の焼却炉を忠岡町にわざわざ造る必要があるのかというふうにおもう、そういう質問であります。

もう少しね、ちょっと申し上げると、和泉のテクノステージの95トンのガス化溶融炉が220トンのストーカ炉になったら、例えばダイオキシンが出てくる分っていうのが、ガス化溶融炉でしたら1,200度で焼いているのでほとんど出ないというかね、たくさん出ないということですが、今度850度ぐらいのストーカ炉になれば、ダイオキシンはそれよりもたくさん出てくると。専門家、大学の名誉教授の方々が、専門家が計算すると、あそこからは10倍から40倍のダイオキシンが出てくるというふうにお予想されるというふうにおっしゃっておられています。いうことなので、そうすると、この忠岡町、4キロ以上は飛びませんというものではないと思います。どのぐらい飛ぶかということが分からないですよ。そこはどこまで飛ぶんかとかいう、そういう影響評価が出ていないので。ですが、焼却炉の煙突の高さにもよります。高いと遠くまで飛びますということで、ここは50メートルであります。例えば、岸貝清掃工場ね、クリーンセンター、地蔵浜にある。

あそこが100メートルなんですよね。そこから、その環境影響評価平成14年にされた分、それで見ますと、濃度分布の等高線がですね0.00005ピコグラム、忠岡町を超えて、もっと超えてあるというふうな状況であるとか、風向きによっては、西風が吹くと十二、三キロ以上は飛ぶというふうに、影響がね、濃度に寄与するっていうかね、濃度の影響が出てくるのがやっぱりかなり広い範囲になるというふうな、そういう結果も環境影響評価書を見ますとあります。だから3キロとか4キロしか飛ばないというものではないと思います。

ということで、こういったものができるということで、じゃあ忠岡町造らなくてもいいんじゃないかというふうにも思うわけです。和泉市のほうにはそんなに大きな焼却炉を造らなくてもいいと。ちゃんとガス化溶融炉で公害ないようにというふうには、そういう意見が住民の方からも出ておりますけれども、やっぱり忠岡町も両方からの影響が出てくるということでありますから、やはり220トンの産業廃棄物の焼却炉は必要ないと思います。

ということで、忠岡町は、和泉のテクノステージのところに220トンのもできるというのはご存じだと思います。環境影響評価の地域に該当しておりませんが、忠岡町が220トンもの産業廃棄物の焼却炉を引き受ける必要はないのではないかというふうに思います。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

ご質問内容は、他市で行われております民間事業者による施設建設に係る手続についてでございます。大阪府において公開されている情報以上に把握していることはございません。

また、民間事業者の施設設置に係る方針については把握できかねますが、本町といたしましては、ごみ処理費用に係る財政負担の軽減及び少子高齢化、人口減少等への対応といった複数の観点から、現在のクリーンセンター敷地において、一般廃棄物と産業廃棄物を混焼することを前提とした公民連携スキームを選択し、事業を進めていくものでございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

詳しいことが分からないというけれども、情報は積極的に取っていただきたいと思います。テクノステージの焼却炉から忠岡町のクリーンセンターまでは12キロしか離れていません。大体テクノステージのほうから、高月北は6キロぐらいなんですね。いうことで、やはり6キロとか8キロぐらいやったらやっぱり影響が出てくる範囲だというふうに言われております。そして、忠岡町のそこからも来るということで、やはりこの忠岡町の地域、泉州地域ね、忠岡町だけじゃありませんけれども、忠岡町はやはり影響を受ける地域であると。両方で考えないといけないんじゃないかというふうに思いますが、両方でこの地域の環境をどう考えるのかということで、これはやっぱり両方で440トンも、こういう大きな焼却炉要らないのではないかというふうに思いますが、担当部長というと、ですから、新城部長さん、どのようにお考えでしょうか。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

近隣の地域を見ましても、当該事業者以外の産廃焼却炉は複数ございます。隣接市においては、大規模な一般廃棄物処理施設も存在していることから、特定の2施設に囲まれた地域に限定して大気汚染物質の影響が生じる論理的な根拠はございません。いずれにしても、各施設において求められる環境基準を遵守することが地域の安全安心を担保するために重要なことであると認識しております。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

環境基準だけでなく排出基準であつたりとか、やはりこれ以上この地域をそういう大気汚染物質で汚染しないということが環境保全ではないかという、そういう観点から私は申し上げております。だから、そういう両方からの影響があるというふうには思わないという答弁であつたというのは、やっぱり住民の環境を真剣に考えていらっしゃるのかなというふうにちょっと疑問に思います。ですから、これはやはり影響があるのではないかね。あと忠岡町は、やはり昨日も二家本議員が質問しましたがけれども、どんな影響があるのかっていうのを申請して、環境影響評価で出てくるまで分からないというのではなく、きちっとやっぱりどの程度影響あるのかと、影響ありませんというふうな根拠をやっぱり示さないと、やってみないと分からない的ではね、やっぱり不安であるし、こんなん進めてい

いのかというふうになるわけであります。

ということで、忠岡町がやっぱりどのぐらい影響が出るのか、向こうからもどう出るのかということを調査をやっぴりしていただくということが必要じゃないかというふうに思いますが、そういった調査については、行うというお考えはないでしょうか。

議長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

昨日、二家本議員に答弁させていただいた内容と相違ございません。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

調査しないということであるということでありますね。調査はぜひしていただいて、住民の環境を守るということをやっていただきたいと思います。

あと4分しかありませんので、最後の質問を行いたいと思います。

忠岡町の文書管理についてということで、忠岡町は、役所内の会議や打合せ、大阪府などへの相談、協議などについての記録を作成していないケースが多くあることが情報公開請求により分かりました。私自身も情報公開で、大阪府に5回ほど行っていらっしゃるんですけれども、1回目の会議の記録しか作っておられなくて、あとは未作成のため公開できないと、公開しないということで、作ってないということが分かりました。これはやっぱり大事な会議であると思います。この打合せ会議というのは。どんなことを大阪府と協議してるのかということを知りたいと思っても分からないということであります。大阪府は当然作っておりますということで、今大阪府に請求をしているところであります。

ということで、こういったことがあったり、あと住民の方がなぜこういう公民連携方式に変わったのかというその経緯、経過が分かるものが欲しいといっても文章がないということで、言われていらっしゃるということで、公開はされていないというお話も聞いております。

いろいろ忠岡町が文書について管理を、作成、保存、きちんと管理してるのかということころのちょっと疑問がありましたので質問をさせていただきました。

忠岡町は文書取扱い規定というところで、この規定によって文書を管理しているということであります。そこには、文書は全て正確かつ迅速に取り扱い、常に処理経過は明らかにし、事務が能率的に処理されるようにしなければならないというふうに書かれております。ということで、そういうことであります。それぞれの文章の責任は課長にあるということですね、担当している課長にあるということであります。ですから、こういう文書を未作成で公開できないということがあってはいけないというふうに私は思いますけれども、これはたまたま発見、生活環境課のほうで分かったんですが、ほかの課でもこういうこと

がないんだろうかというふうになんて心配になりましたので、こういう事態があるのか、そして、そういう事態が防止をする、再発防止っていうんですかね、こういうことにならないようにきちっと管理できるように、文書の作成というのはどのように考えていらっしゃるでしょうか。担当の課長、よろしくお願いします。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議員お示しの公文書管理に関しましては、適切な文書管理を図ることを目的に、令和5年11月に文書取扱いの職務、審査事項、保存期間等の文書取扱い規程を改正いたしました。今、議員からもご指摘ありましたとおり、その中では文書は正確かつ迅速に取り扱い、処理経過を明らかにするよう規定されております。今後につきましては、職員研修等を通じて適切に運用できるように努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ぜひ適切に管理されるということですので、よろしくお願いします。

まだ未作成で公開できないというものの作成ということについてはどのようにお考えでしょうか。たまたま私そういう決定をいただいたので、生活環境課のほうでは未作成の文書、作成して公開していただけるのかなと、その辺についてはどう、遡ってですけど、どうお考えでしょうか。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

過去の事務において、必要に応じて記録は作成しておりますが、当時作成しない文書については、現時点では作成する意思はございません。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

大阪府は作っているんですけれども忠岡町は作っていないということは、やはりこれは作るべき文書ではないかということでもありますので、それはぜひ再検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

1 2 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

1 2 番（河野 隆子議員）

1 2 番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問を行います。

昨年の夏、日本もヨーロッパも異常高温に見舞われました。国連のアントニオ・グテーレス事務総長が、地球は沸騰化の時代に入ったと、びっくりするような発言をしましたが、気候変動は非常に深刻な問題で、二酸化炭素排出量の削減が遅れると2050年を待たずして人類が大きな被害を受けると予想されています。この問題は、科学者の提言を受けて、国、地方自治体、国民と科学者、専門家が対話を行いながら対策を早急に行う必要があるというふうに言われています。

そこで、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画がつくられています。そこで、その中で最終目標2030年度に基準年度比46%の温室効果ガス排出量の削減を目指すというふうにありますが、2023年度から2030年度までの目標であります。この実行計画はどの範囲を対象にして削減目標を設定されているのでしょうか。お答えをお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

忠岡町地球温暖化対策実行計画は、町が事務事業に係る環境に配慮した取組を率先して実行し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に策定するもので、第5次計画につき

ましては、令和5年7月に策定いたしました。

ご質問の削減目標につきましては、2013年度を基準年度とし、2030年度には町が所管する全事業拠点の事務及び事業において46%の温室効果ガスの削減を図るものとして設定したものであり、この数値目標につきましては、2011年10月に閣議決定されました地球温暖化対策計画の目標と整合するよう設定したものでございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

町が所管する事業、そういった拠点ということでもありますから、役場やそれから文化会館、福祉センター、そして消防本部、小・中学校、そして公園、今止まっているクリーンセンターですね、これも対象施設に入っています。2030年度までに基準年度比、先ほど2013年度比とおっしゃいましたけども、そこから比べて46%温室効果ガス排出量を本当に減らせるのでしょうか。いかがお考えでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

ESCO事業の実施や公用車の台数削減等により、基準年度から46%の温室効果ガス排出量の削減を目指してまいります。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

この間ESCO事業であつたりとか、また、LEDの照明などの更新、そして、産廃焼却炉を誘致を進めるために、今忠岡町のクリーンセンターは今年3月31日で閉めてますから、町が所管するところだけだと目標には近づくかもしれませんが、これで本気でCO₂を減らして地球温暖化を止める気があるのか。

そこで2番の質問に入りますけれども、忠岡町が作成している地球温暖化対策実行計画ですね、これは呼び名を変えると事務事業編というらしいですが、これだけでは忠岡、この町全体ですね、町全体のCO₂の削減にはなりません。だって役場の所管するところですから、なりません。やはり住民と事業所、そして企業も共同して取り組むために、区

域施策編、これをつくって温室効果ガスを減らす努力をしないといけないと思います。そうではないでしょうか。

議長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

地球温暖化対策実行計画の区域施策編は、区域の自然的、社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画で、政令指定都市、中核市以外の市町村において策定は努力義務となっております。対象は、先ほどの忠岡町地球温暖化対策実行計画が町の所管する事業拠点の事務及び事業となっておりますが、区域施策編では、忠岡町全体、すなわち住民、事業者も対象となり、温室効果ガス排出量削減等の取組を定めるものとなっておりますが、策定に当たりましては、町域全体の温室効果ガス排出量の推計や施策の企画、評価なども必要になっていることから、現時点で策定の予定はございません。

以上です。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

やっぱり本気でCO₂を減らそうとしたら、やっぱり忠岡町全体で考えないといけない。そうであるというふうに思います。なので今おっしゃいましたように、忠岡町は努力義務ではあるけれども、つukらないといけないということではないというふうなお答えでありましたけれども、お隣の泉大津市さん、ここは区域施策編つくっています。対策、施策を見てみますと、計画の主体は泉大津市に関係している全ての人、市役所や教育機関などの行政機関、事業者やその従業員、商工会議所などの団体、そして、泉大津市に住んでいる市民の方々、全ての人が相互に連携、協働することによって計画の実効性を高め、着実に推進していくというふうに書かれています。この計画上では、それらの全ての人を市民、事業者、市を分類して取り組んでいくと、このように書かれているんですね。義務づけではないということではありましたが、町でもね、府内でしたら熊取、島本町、能勢町、ここは地域施策編つくっています。このようにですね、町が所管するところだけではCO₂は減りません。やはり住民と事業者、企業、全町挙げて取り組まないと地球温暖化は止められないというふうに思います。区域施策編は、全ての、日本中の市町村がつかないと温暖化は止められない。そうじゃないでしょうか。実効性のある計画も取ろうとしない。その上、9年後には産廃焼却炉を誘致して、一般家庭ごみだけではなく約10倍もの産廃ごみを焼くというのはCO₂削減に逆行します。真剣に取り組む姿勢が足りないと

いうふうに言えます。そうじゃないでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

地球温暖化問題については、市町村単位で考えるだけでなく、地球規模で温室効果ガスの排出削減を考える観点が必要であり、ごみ焼却の分野では、平成31年3月29日付国の通知、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についてにおきましても、気候変動対策の推進の視点からごみ処理施設の集約化、大規模化により施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集、運搬、中間処理、最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれるとされておりまして、その手法として市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託する等の民間活用が上げられております。以上のことから、当該事業は広域的な視点で考えますとCO₂の削減に資する事業であると認識しておりますのでご理解をお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

やはりCO₂削減は地球規模で考えないといけないことですが、まずはやっぱり市町村単位でやっていると、それが非常に今急がれているというふうに思います。

産廃焼却炉から産廃を燃やして発電をすると、エネルギーセンターというふうに名前は非常に聞こえはいいけれども、産廃を燃やすんですからCO₂、通温室効果ガスが減るのか。幾ら発電したところで、今まで一般家庭ごみ1日20トン弱を忠岡町焼いていたんですが、この産廃焼却炉は混焼でありますけれども、毎日200トンのごみを焼きます。そういう計画になっているんですね。そんだけごみを焼いてCO₂は絶対増えるというふうに言わざるを得ません。計算上ではですね、発電をして熱交換をしてとおっしゃいますけれども、やはりこんだけごみ燃やすんですからCO₂は増えるんじゃないでしょうか。お答えください。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

先ほどと同じ答弁にはなりますが、地球温暖化問題については、地球規模で温室効果ガスの排出削減を考える観点が必要であり、先ほど国からの通知文が出ているところをご説明させていただいたところでございます。当該事業は広域的な視点で考えますとCO₂の削減に資する事業であると認識しておりますので、ご理解をお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

これからはですね、先ほども私言わせていただけてますけど、やっぱりごみを焼かないというのが世界の流れになっています。そしてCO₂を出さない、これが主流になっているわけなんです。なのに忠岡町は9年後産廃焼却炉を建設してですね、そのうち30年間もごみ焼き続けるんですよ、毎日200トン。気候変動が非常に深刻化している中で、地方自治体主導による温室効果ガス削減計画と対策が非常に今求められているにもかかわらず、産廃を焼くという計画を忠岡町は推し進めていくと。民間の建物であって忠岡町は土地を貸すだけですから、忠岡町の一般家庭ごみを委託で焼いて、そして忠岡町は、委託ですから、そのことについてごみの処理方法、今後処理方法なんかで、自治権、それは忠岡町の自治権だけでなく住民の自治でもあって、ごみの処理方法を考えて、こうしてほしいと住民がそういった考えがいろいろ出てくる。そういった選択肢、それを狭める、奪ってしまうということではないでしょうか。答弁お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

仮称忠岡町地域エネルギーセンター等整備運営事業の事業期間中におきましても全てを民間任せにするものではなく、ごみ質の監視やモニタリング、定例的な会合の開催等により引き続き関与していくことになります。行政の責任という点では、当然に運営状況の確認をすべきものであると認識しており、適切なモニタリングやごみの減量化施策は当然に実施されるものでございまして、その実施主体は忠岡町であり、排出者として住民、事業者にもご理解、ご協力を求めていくものでございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

1 2 番（河野 隆子議員）

すみません。今3番目のところの質問させていただいております。

やはり今まで役場のほうは住民にご理解、協力を求めていくと、そういったことをよく言われるわけなんですけれども、そこに選択肢があるのかというところです。今実施主体は忠岡町と、このようにおっしゃっていましたが物が言えるでしょうか。この産廃焼却炉を建ててね、事業者に。町はいう、エネルギーセンターは発電をする。しかし、これまでの10倍ものごみを焼く。ですから、今までよりCO₂は出ます。また、産廃を積んだ大型トラックも町内走るんですから排ガスも出る。ごみを焼かず違う方法でしたいと。一つにバイオマスを燃料として発電をして煙が出ないようにしたいと、このようなことを住民が望んだとしても、30年間という契約で、途中で変えてほしいとなってもできますか。今事業主体は忠岡町とおっしゃいましたが、できるのでしょうか。

議長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

本町のごみ処理については、焼却処理を行うものとしております。その施設は、敷地全体を使用する形で事業実施を行うことから、現時点においては、バイオマス等の新たな処理施設の設置は難しいと考えているところでございます。

1 2 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

1 2 番（河野 隆子議員）

近年日本ではね、2050年までにCO₂排出実質ゼロを目指すことを表明している自治体、ゼロカーボンシティが増加しているんです。これまでに宣言を行いました自治体の数は、去年の9月の時点ではありますけれども991自治体を超えて、ほぼ日本全土をカバーするまでになっております。しかし、忠岡町は巨大な産廃焼却炉を持ってこようとしている。これは本当に逆行するものだというふうに思いますよ。

住民が自由な選択ができない。それでは自治権がなくなる。そう言わざるを得ません。クリーンセンターは忠岡町の土地でありますけれども、それは、あえて言えば住民の財産につながっているわけですね。町だけの考えで決して進めるものではないというふうに言わせていただきます。住民に自由な選択肢を与えない、狭める。そして、ちゃんとみんなで議論しないといけないのに議論のところを飛ばしてる。真剣に住民自治を大切にして、住民の意見も、そして要望も聞いて、ごみの処理方法も考えていくと、そしてCO₂も削

減していくと、そういった忠岡町の姿勢が全く見られない。だから今このような質問をさせていただいております。そこでもう簡単に、こんなことをこのようなやり方で住民の自治権はあるのかなのか。一言でお答え願いたいと思います。

議長（北村 孝議員）

3回目の質問になりますので、答弁をもって次の質問に移ってください。

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

先ほども答弁の中でお答えさせていただきましたけども、全てを民間任せにするわけではなく、定期的な会合等をもって引き続き関与していくものでございますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

（河野議員「あるのかなのかについて、自治権」と答弁を求める）

議長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

ごみ処理については引き続き責任を持ってやっていくところでございます。その運営については全て民間任せにするわけではなく、定期的に会合等を持って引き続き関与していくものでございますのでご理解をよろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

それでは全く住民の自治、これは守られてないということです。決定、それを説明するだけではないであろうかというふうに思いますので、やはり住民自治、これは、もう3回目ですのであれですけれども、やはり合併しなかった忠岡町ですので、町長も住民自治を守りたいということで、そういった姿勢で臨まれたわけですから、住民自治、これは引き続き守っていただいて、選択肢を住民と考えるべきだというふうに思います。

次に、教科書問題についてであります。今年は、4年に1回の中学校教科書採択の年でありまして、今、4階の教育委員会の隣のお部屋で見本教科書の展示が始まっております。来年、2025年から使われる教科書の採択に向けて、検定申請があったのは全部で103点、最終的に一つだけが不合格で102点が合格しました。出ている教科書はいろいろありますが、学習指導要領と検定という縛りはあるけれど、子供たちが楽しく、よく分かって勉強できるようにと編集者の人たちが工夫した教科書を選び取って、よりよい教科書が子供たちの手に渡るようにしていただきたいというふうに思いますが、これは石本理事よりお願いいたします。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、採択替えとなる来年度使用の中学校全教科の教科書採択を今年度行います。ご承知のとおり、教科書につきましては、全ての教科において文部科学省の検定を通過した教科書の中から採択することとなっております。

本町教育委員会としましては、静ひつな環境の下、社会や道徳を含め全教科において検定を通過したもののの中から、本町の子供たちにとって最もふさわしい教科書を採択すべく業務を進めてまいる所存でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

今回の教科書の特徴として新聞で大きく報道された話題が二つあります。一つは二次元コード、QRコードを読み取るデジタル教材が大幅に増えているということです。QRコードがたくさんあるから子供の勉強が深まるという単純な話ではなくて、文科省自身が問題のあるコンテンツが子供の目に触れるようになる可能性もあり得ると、そのように認めています。結果、ただでさえ忙しい先生たちが事前にQRコードのリンク先を調べ、そこを深めるためにどういう勉強をさせたらいいかと、事前の授業準備に時間をかけるなど負担を増やすおそれがあります。

そして二つ目の特徴です。ジェンダーや性の多様性、家族の在り方についての記述です。今回、教科書としては、学習指導要領にある意味踏み込んで、男性、女性という体の性以外にも心の性や好きになる性、社会的な性などいろんな物差しがあると発展のページに書かれています。こうしたことが教科書に書かれるようになったことは、運動の広がりや世論の高まりの反映であります。

そして中学校の場合、非常に心配なのは、戦争を賛美し、改憲を主張するようなとんでもない時代錯誤の教科書が増えてきているということです。中でも3回目でやっと合格した教科書、この歴史教科書は、冒頭に歴代天皇の皇位継承図を載せて、神の国生み神話から始まって、歴史の教科書というより天皇の物語です。旧日本軍のゼロ戦や戦艦大和の絵を大きく載せて、沖縄戦の学徒隊は志願で2,800人以上の特攻隊員が散華と書くなど、戦前の教科書さながらの戦争賛美の記述が目立ちます。また、コラムでは、蒸し返された韓国の請求権の中では、日本軍が朝鮮の女性を強制連行したという事実はなく、

彼女たちは報酬をもらって仕事をしていたなどと、慰安婦問題についても1993年の河野談話に真っ向から反対する記述もあって内外から反対の声が上がっています。

このように戦争を賛美し、また、憲法改正を押しつけるような教科書を子供たちに手渡すことはできません。現場で、石本理事は子供さんも教えていただいて、現場でもいらっしやったということで、そのようなことがないようにしていただきたいと思いますが、もう一度ご答弁をお願いします。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

先ほどもご答弁させていただきましたが、文部科学省の検定を通過したものの中から、本町の子供たちにとって最もふさわしい教科書を選択すべく業務を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

この7月にはですね、教育委員会で教科書採択されるわけなんですけど、子供たちには平和の大切さや、そして民主主義や人権を大事に考える人に、さらにはジェンダー平等を進めていける人に育ってほしいというふうに考えますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そこで、最後でありますけれども、一つは採択のときの傍聴人数ですね。これは15人から25人に増やしていただいてありがたいというふうに思っています。

2点、教科書の調査・研究に当たっては、一部の教員を調査員にするだけではなくてね、やっぱり各学校の教員の意見も集約して、採択のための資料として位置づけていただきたいということと、もう一つは、教科書展示会でのアンケートですね。やはり住民の皆さんが見に来てアンケート調査書いておられます。そういったアンケートも採択の場で広く取り上げて議論していただきたいということと、あともう一つ、すみません。教科書の今見れるんですけども4時半までになってるんですね。役場は5時半までやっていますので、やはりなぜ4時半なのか、やっぱり時間はもうちょっと延長、5時半であと教科書いろいろと片づけるのが大変だぞ言うたら、せめて5時15分とか時間をちょっと延ばしていただきたい。それならやっぱりお仕事帰りの方も見れるというところもありますので、その3点お願いしたいというふうに思います。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

忠岡町役場の泉北郡教科書センターと忠岡町図書館で、現在、令和7年度使用小・中学校教科書展示会を行っており、広く教科書を見ていただき、ご意見を記載いただけるようにしております。なお、教員につきましては、日頃の授業や教科ごとの研究会や研修会等で子供につけたい力や教科書、指導方法等について研究し、校内や町の学力向上担当者会議等で共有のほうさせていただいております。

先ほど申し上げた本町の子供たちにとって最もふさわしい教科書を採択する上で、子供たちにつけたい力やそのための取組の方向性等の観点は重要であると認識しております。

2点目の教科書展示会におきましては、任意でご意見を記載いただけるようにしております。いただいたご意見につきましては、事前に教育委員の皆様に見ていただいております。

3点目の教科書展示会の時間につきましては、議員言っていただきましたようにちょっと確認等がございますので、現在4時半までとさせていただいておりますが、また時間については今後ちょっと検討のほうさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

ぜひよろしくお願いいたしますというふうに思います。

次に、河川公園について質問をいたします。河川公園内の遊歩道、高齢者の方、高齢者だけではありませんけれども、歩いていらっしゃる方がよく目につくところなんですけれども、遊歩道のところで設置されているベンチですね、これが数年前から壊れていて、もう本当にひどい状態になっています。そしてそのまま修理もされていないというところで、住民の数人の方から私のところにも苦情が寄せられています。やはり長い距離ですので一休みしたいというところで座るところもないということで、すぐにでも対処していただきたいというふうに思いますが、まずは現状の河川公園、どのような管理をされているのでしょうか。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

大津川河川公園は、大津川左岸に広がる全長約2.5キロメートルにもなる町を代表する公園でございます。年数回、大雨などによる大津川の増水により、公園または遊歩道部分まで水位が上がることもあり、漂流物により設置物などが破損しやすい状況になっております。

ご質問の大津川河川公園の維持管理については、公園内の除草作業を年3回行い、見回り及びごみなどの収集は適宜行い、トイレの清掃も行うことにより、良好な状態を保つよう維持・管理に努めております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

除草作業もしていただいているということですが、年3回、回数は増えたかというふうには感じておるんですけれども、やはり夏場は雑草がかなり生えているというところで、やっぱり適宜ひどいところは除草していただきたいというふうに思います。

それとトイレの掃除も小まめにしていただいていることは聞いておりますので、そこはちゃんとしていただいているというところでありまして、維持管理の点で、維持というのは、やはりベンチが正常な状態、それが維持であって、なぜ数年前から修理もしないで放置されてきたのかというところで、ぜひ早く、一時も早くベンチは修理していただきたいというふうに思います。再度ご答弁お願いいたします。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

先ほどの答弁にもありましたが、大津川河川公園については、大雨等による大津川の増水により、公園また遊歩道部分まで水位が上がることもあり、漂流物により設置物が破損しやすい状況にあります。このことから、ベンチなどが修繕が追いついていない状況であり、利用者の皆さんにはご不便をおかけしております。大津川河川公園は多くの皆様に利用されており、本町を代表する公園でございます。ベンチの修繕については、予算や優先順位の関係もあり、一度に全部とはいきませんが、数か所ずつでも修繕してまいります。

以上でございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

ありがとうございます。ぜひよろしく。一遍には無理やということは私も分かっておりますので、たくさんありますからね。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後に、高月北の廃業していると思われる、廃業届が出てるかどうかちょっと確認しておりますけれども、廃業していると思われるホテルについてお聞きいたします。このホテルはですね、私の記憶では、大阪を襲った2018年でしたかね、台風21号、あのときはかなり傷んで、そこから営業していないというふうに私は記憶をしております。それで、その中でですね、子供たちが入って遊ぶということが言われていましてですね、ご近所ぐるっと周りましてもね、土日なんかは子供が2階、3階まで上がって、暑いから窓を開けてね、携帯電話の電気照らしていると。夜中もいてるところで、警察にも数回電話もされているということで、私も警察官の方が来られているのは何度も見かけております。ということで、やはり子供たちが入ると安全の面でも非常に心配でありますし、やはり男女で入っていく子供たちもいるというところで、ぜひこれはどうか対処していただきたいというふうに思うんです。このことについては数年前から私も担当課のほうに窓口でお話もさせていただきましたが、大阪府のほうもやはり指導する立場であるというふうには思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議員ご質問の建物につきましては、令和4年4月上旬に住民の皆様から複数の問い合わせがあり、現地を確認しております。町としては管理不全建物とみなし、大阪府への報告、建築基準法第8条維持保全に基づき、大阪府からホテルの管理会社へ建物の適正管理指導の文書を送付しております。その後、改善が見られず、府と協議を行う中で、空き家とみなして文書を送付できないかとの話がございました。町としましても、当該建物の調査を行い、人の出入りやインフラの閉栓状況及び周辺環境への危険度から管理不全空き家とみなし、空家等対策の推進に関する特別措置法第5条、空き家等の所有者等の責務というところに基づき、管理会社へ適正管理の文書を送付しております。令和6年5月中旬頃、管理会社から産業建築課に連絡があり、課として、飛散、落下のおそれのある看板や草木の繁茂、屋根のタイルの崩落など、周辺環境へ危険を及ぼしているため、早急に適正管理に

努めるようお願いし、管理会社からは対応しますとの返答を受けました。現在、対応状況について注視しているところでございます。

以上でございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

再三役場からも管理会社のほうに通達も出してやってもらってるということは、私も認識はしてるわけなんですけど、一つが、看板とかタイルですね、それなどが剥がれ落ちて、子供たちが毎朝通る道でありますので、そこは本当にご近所の方もね、子供たちの頭の上に物が落ちたら大変だということで心配をされております。そこら辺はすぐ対処していただくというところと、やはり近隣の方が心配されているのは、子供たちのことも心配でありますけれども、あともう一つが火事ですね、火を出さないかというところで非常にそこを心配されているわけなんです。

そこで、やはり子供たちがもう入れない状態にさせていただくということで、空き家対策となると、ちょっと私も詳しいことは分かりませんが、空き家に指定したらね、代執行で忠岡町がその建物を壊すといったことがあったらその費用は出してくれるのかというたら、こういったことを放ったらかしにしている持ち主でありますから、それも分からないといったところで、やはり子供たちが入らない、防ぐということで、お聞きしたところ駐車場から部屋に入る、1階のロビーになってるんですかね、その扉も開いたままやということもお聞きしておりますので、やはり早急に板を張るなり子供たちが中に入れないようにさせていただくと、そういったところが今急がれていると。本当にご近所の方ね、しょっちゅう表出て見てるんですよ。私もいたら注意しようと思ってるんですけど、ここちょっと10日ほどは子供たちは見ていません。でも大概自転車で団体で来るんですね。町外の子供たちかもしれませんけれども、やはり入れないようにするというのが今できることではないかというふうに思いますので、そこら辺の指導を早急にしていただきたいというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

こちらの建物が個人所有であることから、建物の管理会社に早急に対応していただくよう引き続き伝えてまいります。

以上でございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

分かりました。事故があつてはなりませんので、その事故が起こるまでにそれを、事故が起こらないようにするというと、そういった手だてが必要だというふうに思いますので、ぜひ管理会社のほうにも早急に入り口を閉める、あと落下物がないように看板も取り外していただくと、そういったことを忠岡町からも指導していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（北村 孝議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。13時から再開いたします。

（「11時25分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「13時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず、軟骨伝導イヤホンについて質問させていただきます。軟骨伝導イヤホンは、耳の穴を取り巻く軟骨組織に振動を与えることで鼓膜を震わせ、音を感じさせる仕組みです。軟骨伝導イヤホンは、音を出す穴がなく清潔に保ちやすい、音が明瞭に聞こえて、しかも頭蓋骨を震わせる骨伝導と比べて音漏れが少ないといった特徴があります。補聴器のように耳栓タイプのレシーバーを耳の穴に深く差し込む必要がない上に、球形のイヤホン部分を耳たぶにかけるだけでいいので耳穴を塞がず、雑音も少ないのが特徴で、何より価格が約2万円から3万円と安価です。役場窓口で職員が大きな声で説明している姿をお見受け

したこともありまして、私自身も高齢者の方と窓口に向ったときに聞き取りにくいやり取りがありました。コロナ禍以降、マスクの着用やアクリル板の設置で余計に聞こえにくくなり、直接窓口に来られる方は、特に高齢の方が多いいことを考えると、老眼鏡のようにサービスの一環としての活用、設置が必要だと思います。民間事業所を中心に来訪者への対応に導入が進んでいます。自治体でも導入されているところも増えていっています。泉佐野市や松原市などの自治体の窓口にも設置されています。

2004年に軟骨伝導を発見した細井裕司学長のお話を伺いました。認知症の要因の一つに難聴があると、軟骨伝導の活用によって難聴で困らない社会の実現をと強い思いを語られています。その中で、窓口を持つ機関の方に認知症予防活動のお願いとされ、高齢者の難聴は、認知症リスクファクターであることが明らかになっています。

窓口用軟骨伝導イヤホンを使用された方の多くは非常によく聞こえるので驚いたと言われます。このことは、自分が聞こえていないことにふだんは気づいておられず、補聴器を勧められると補聴器はまだ早いと答えられる方が多いことと関係しています。窓口でイヤホンの使用を試されると、本当は聞こえていないことに気づかれ、聞こえることのすばらしさを実感されます。このことは、ご本人に難聴の改善に取り組むきっかけを与え、認知症の予防に役立ちます。

窓口での骨伝導イヤホンが全国の多くの自治体、金融機関等に設置され、高齢者の聞こえをサポートするだけでなく、難聴を原因とする認知症の予防に役立っていますと言われています。軟骨伝導イヤホンを窓口に設置することにより、マスクの着用や飛沫防止パネルの設置による聞こえづらさや、大きな声で会話をし、個人情報や周囲に漏らすリスクの低減が図られることで、耳が聞こえづらい方が安心して窓口に来ていただけますでしょうし、住民サービスの向上につながると思います。

役場窓口での高齢者への対応で、耳の穴を塞がず、清潔に使える軟骨伝導イヤホンを取り入れていただきたいと思いますがいかがでしょうか。お答えをお願いします。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

高齢者等への役場窓口対応に関しまして、従前よりスピーカーの設置等、聞き取りにくい方向への対応は取り組んできているところでございます。しかしながら、スピーカーでの対応では、個人情報の含まれる場面では使用できないこともございます。そのような場面に限らず、今議員ご指摘のように認知予防の観点等もございますので、そういった点で、議員お示しの軟骨伝導イヤホンを活用しての対応が適すると考えられますので、今後、庁舎内の窓口環境を踏まえ、導入に向けて調査・研究をしてまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。大阪・関西万博でも軟骨伝導イヤホンの窓口設置と貸出しの採用が決まっています。ぜひ取り入れていただくようお願いいたします。

次の質問に移ります。アピアランスについて質問させていただきます。昨日も他の議員さんもされていたんですが、通告のとおり質問させていただきます。アピアランスとは外見を示す言葉です。抗がん剤などを使用することによって脱毛などのアピアランス、外見の変化が起こることがあります。頭髮の脱毛、まつ毛や眉毛の脱毛、皮膚、爪の変化などがあります。医療の進歩により治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加している今、アピアランス、外見が変化することで他人との関わりを避けなくなったり、外出をしたくなくなったりと、今までどおりの生活が送りにくくなる人がいます。アピアランス、外見の変化が起きた際に行うケアをアピアランスケアといいます。アピアランスケアは、がんなど治療によって生じた外見の変化を補い、患者さんの苦痛を軽減するためのケアです。アピアランスケアを行うことは、患者さんが家族を含めた人間関係の中で、その人らしい生活を送る手助けとなります。社会生活の継続への支援として、がんだけではなく病気の方、またけがで外見、アピアランスケアに悩む方への医療用ウィッグや補正下着等の購入費用の助成をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利健康福祉部次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利健康福祉部次長兼保険課長）

近年の治療環境においては、治療中も患者と社会の接点が増えたことにより、外見変化に伴う社会生活を送る上で大きな支障が生じていることから、患者の悩みが深まっていることは認識しております。

大阪府内市町村においても、医療用ウィッグ購入費用の助成を行う市町村は増加傾向にある中で、本町といたしましても、患者の治療や社会参加、就労の両立をサポートすべく、事業の実施に向けて、近隣市町の状況を踏まえて、対象経費、対象者、対象品等の検討を行い、事業を開始できるよう引き続き検討してまいります。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。アピアランスケア助成金制度が全国的に広がっています。がん

治療に伴うアピランスの変化に対するケアを通じ、社会参加を支援し、がん患者のQOL、クオリティ・オブ・ライフ、心身ともに健康で輝くような状態の向上を図るため、がん治療により脱毛した場合のウィッグや乳房切除された場合の補整下着等の購入費用の助成をしている自治体は全国でもたくさんあります。

また、2年前の令和4年6月に質問させていただいたときよりも、大阪府ではアピランスケア事業を取り入れている自治体も増えています。泉州地域では、和泉市、泉大津市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、岬町が助成事業を実施しています。しかし、ほとんどが、がん患者さんが対象になっています。

ヘアドネーションの活動をされているNPO法人ジャーダック、渡辺代表理事は、18歳以下の子供のウィッグを提供する7割は脱毛症の子供たちで、がんの子供たちは2割に満たないと言われています。助成を取り入れている自治体でもがん患者さん対象になっていて、脱毛症の方たちは対象外になっています。全てのお困りの方への助成が必要だと思います。

忠岡町においては、がんに罹患された方や、また、がんだけではなく病気で苦しんでいる方の社会参加を促進し、療養生活の質が向上するようにアピランスケア支援である医療用ウィッグや乳房補整下着などの助成に取り組んでいただきたいと思います。再度答弁をお願いします。

健康福祉部（大谷 貴利健康福祉部次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷福祉次長。

健康福祉部（大谷 貴利健康福祉部次長兼保険課長）

さきに述べましたように、本町においてもアピランスケア事業の実施に向けて、近隣市町の状況を踏まえて、対象経費、対象者、対象物品等の検討を行い、事業を開始できるよう協議を進めているところでございます。

脱毛症のある方への助成、脱毛症のある子供への助成についても近隣市町を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

がんや病院の治療の脱毛など、アピランスの変化は患者さんにとって精神的な苦痛を伴うものであると思います。肉体的な苦痛や痛みだけでなく、精神的な不安や悩みに直面する皆様にしっかりと寄り添っていけるような対策や支援事業に取り組んでいただきたいと思います。

また、いつも近隣市を見てとか参考にと言われています。先ほども述べたように、多く

の近隣市町でもアピアランスケア事業に取り組んでおられます。ぜひ前向きな取組をよろしくをお願いいたします。

エピテーゼについて質問させていただきます。エピテーゼとは、先天性あるいは病気や事故などで失った体の一部を本物さながらに再現し、つけ外しができる人工ボディーパーツのことで、外見だけではなく心のケアにも重要です。先ほどのアピアランスと同様に、そういう方に寄り添うことが大切ではないかと思います。

現在、エピテーゼは保険適用外ですが、国や自治体が適用や助成に動き始めたところだと聞いています。しかし、保険適用だと素材などに制限が入り、柔らかさやリアル感がなくなってしまうため、そういったことから助成が必要だと思っています。いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利健康福祉部次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利健康福祉部次長兼保険課長）

議員お示しのとおり、外見の変化だけでなく心の負担を軽減することにもつながるエピテーゼにつきましても、様々な病気やけがなどの要因により様々な部位のものがあ、その必要性についても認識をしているところでございます。

しかしながら、先ほどのアピアランスとは違い、エピテーゼについては、大変高額となるものもあることから、先行事例や近隣市町の状況について慎重に調査・研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。本当に手足の機能や形を補う義肢とは違い、エピテーゼは、見た目を補うことが目的で、精巧に作られたパーツは人体とほとんど見分けがつかないし、本人のしわや指紋、血管や触感まで近づけた仕上がりを目指し、保険が原則適用されず、価格は数十万円台になります。しかし、エピテーゼと出会った方は、人前で手を出すことをちゅうちょしなくなり人生が大きく変わった。また、サンダルを履くことができうれしい、温泉に入れた、人生が豊かになったと言われています。自治体としてそういう方にも寄り添うことは大切だと思います。再度答弁をお願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利健康福祉部次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利健康福祉部次長兼保険課長）

繰り返しの答弁になってしまうんですが、エピテーゼにつきましては、まだ先行事例とか、まだ実施されてるところも少数でございますので、その辺は慎重に検討を重ねて調査・研究してまいりたいと思いますので、よろしくご理解お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

私の知人は、他地域だったのですが、忠岡町の中でお困りの方がいらしたときには、支援事業があることを紹介できるようにしてほしいと思っております。ぜひ助成に向けてしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。大規模災害に備える携帯トイレの備蓄の推進について質問させていただきます。本年1月1日に能登半島地震が発生しました。それ以降も震度4以上の地震が石川、釧路、東京、和歌山、京都、愛媛、千葉、宮崎、福島、奄美、茨城、岐阜、熊本、豊後水道と、また、今月3日の朝にも石川県、6時半にも石川県で起き、またその10分後にも石川県の能登半島沖で震度4の、また震度5の地震が発生しました。それ以外にも震度3以下の地震も多く起こっており、調べてみると本当に多くてびっくりする状況でした。本当に災害はいつ、どこで起こるか分かりません。

能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命にも関わるトイレの問題が顕在化しました。能登半島地震では、国による物資型支援により、工事現場にあるような仮設トイレが各地の避難所に届き始めたのは、政府による資料によると発災から4日目以降と伺っています。つまり、発災3日間は自治体で携帯トイレ等を確保しなければならないということになります。トイレが不足することにより、特に高齢者は飲食を控え、体力が減少し、エコノミー症候群になる方が増加するなど二次災害が懸念されます。災害時のトイレ環境の改善は、災害関連死を防ぐために不可欠な取組であり、被災者の命を守る取組として重要です。そこで、携帯トイレの備蓄の現状と今後についてお聞きします。

今回の能登半島地震が発生した被災地である石川県では、約2.5万回分、基礎自治体でも約8.3万回分の携帯トイレが備蓄されていましたが全く足りず、発災当初は大変な問題となりました。急遽政府により約100万回分を超える携帯トイレが追加で供給されたと聞いています。実際、消防庁地方防災行政の現状でも、自治体における携帯トイレ、簡易トイレの備蓄は必要量に達していない状況にあります。今回の能登半島地震では、仮設トイレの目標50人に1基達成まで10日間程度かかっており、初期対応に携帯トイレ、簡易トイレ等を一定量を備蓄配備しておくことが必要です。特に重要なのが携帯トイレの備蓄であります。初期にしっかりと通常のトイレにおいて携帯トイレを使用することで通常のトイレが使用可能な状況となります。逆にここで携帯トイレの備蓄がないと、発災直後には水が使えない場合が多く、便があふれ、すぐに通常のトイレが使用不能となるとい

ったことが今回の能登半島地震でも多く見られました。そうすると携帯トイレを使う場所を新たに設置しなければならなくなりますが、初期に通常のトイレにおいてしっかりと携帯トイレを使用することで、安心な環境の通常のトイレで携帯トイレを使用し続けることができます。また、携帯トイレはコンパクトで備蓄に場所を取りません。

そこで、能登半島地震での教訓を踏まえ、今後の災害に備えて想定される避難者数などを基に携帯トイレの備蓄計画の見直しと必要数を調達すべきと考えます。避難所での必要数に対する備蓄の現状、災害トイレの種類と各避難所での備蓄数など現状を教えてください。また、今後の方針についてはいかがお考えでしょうか。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

本町における災害トイレ等の備蓄物品については、大阪府の大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針において、南海トラフ巨大地震等を想定し、発災から3日間は地方公共団体等に対応できるよう重点11品目を規定し、大阪府と忠岡町で1対1の割合で備蓄を行うとし、目標に基づき備蓄を行っております。

また、重点11品目に簡易トイレが規定されており、本町では16基の備蓄がございます。工事現場等で使用されている仮設トイレに近いもので、組立て式のトイレが10基とダンボールを組み立てて蓄便袋をかぶせ凝固剤で固めるダンボール型トイレが6基ございます。また、便器に蓄便袋をかぶせ凝固剤で固めるタイプのトイレを2,500セットを備蓄しております。トイレの備蓄につきましては、役場に全て備蓄しております。今後にも必要に応じてトイレの備蓄分散、各避難所における分散備蓄も検討してまいります。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。例えば、1日に1人が7回トイレに行くとすれば、先ほどお話ししたように、政府から仮設トイレが届いたのが4日目以降とのことでしたので、4日間としても7掛ける4で28個は必要です。男性の場合、年を取ると前立腺に問題が出て頻尿になり、2時間に1回トイレに行くと言われている方もいらっしゃるようです。トイレの回数掛ける人数分で考えると全然足りない数だと思います、どう思われますでしょうか。

また、備蓄と併せて通常のトイレ施設が発災後使用不能とならないように、携帯トイレも様々なタイプがありますので、携帯トイレの使用等方法、各避難所の運営マニュアル等に反映する必要があると思います。いかがお考えでしょうか。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

先ほどの答弁でも申し上げました大阪府の大規模災害時における救援物資に係る今後の備蓄方針でございますが、今年度改正される予定でございます。その中で、今回の能登半島地震の教訓によりトイレ備蓄について増数となる方向で検討が行われております。その方針では、大阪府と本町の負担も1対1となっておりますので、その方針が固まり次第備蓄も見直していくこととなります。

もう1点が、事前に避難所においてトイレにマニュアル等のお話でございますが、それも有効な手段と考えておりますので、それも検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。しっかりと対応していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次の質問に行きます。介護や障害福祉施設等における携帯トイレの備蓄についてお聞きします。災害時のトイレ問題で特に影響を受けられる方は、高齢者などの介護が必要な方々です。厚生労働省は、高齢者介護施設に対する業務継続計画において、携帯トイレや簡易トイレの備蓄を求めています。残念ながら今回の能登半島地震でも介護福祉施設でのトイレ問題が発生したと伺っています。こうした教訓を踏まえ、地域の介護福祉施設での携帯トイレ、簡易トイレの備蓄状況を速やかに確認し、介護福祉施設での携帯トイレ、簡易トイレの備蓄を支援していくべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

介護や障害福祉施設等において平時から災害トイレ等の備蓄に関しての普及啓発等の実施は現在至っておりません。今後、ホームページ等の活用や福祉部局との連携を図りながら、福祉施設等の備蓄について啓発が行えるよう対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。介護福祉施設でもしっかりと準備や対応をしていただくのは当たり前としても、自治体としても、高齢者の方の支援として協力して取り組んでいく必要があるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

ちなみに能登半島地震で大きな被害を受けた石川県内の上下水道ですが、11万戸のうち1,900戸を除き、ようやく5月末でほぼ復旧する見通しとなったようです。しかし、珠洲市の沿岸や輪島市の朝市地区などは、復旧時期が6月1日現在でも未定になっています。また、水が通ったエリアでも各住宅の配管が壊れて水が使えないケースがあり、修繕をどのように進めるか等の課題もあります。水が使えない状況はこんなに長く続いているということです。そういうことから、携帯トイレや簡易トイレの備蓄を進めていくということが大切ではないかと思います。ぜひともよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。トイレトレーラーの整備について質問させていただきます。災害発生から時間が経過するにつれ、照明や手洗い場がついた洋式便座などの快適なトイレを使用したいという声も大きくなります。また、衛生的にも臭わないトイレトレーラーが他の仮設トイレよりも好まれるなど、能登半島地震の被災地で大活躍したと聞きました。

災害派遣特定トイレネットワークプロジェクト、みんな元気になるトイレを展開している一般社団法人助けあいジャパンは、災害時に他の市町村への派遣ができる仕組みを整えています。現在、約20の自治体がこの仕組みを持ったトイレトレーラーを導入しており、300以上の自治体で検討されているとも聞いています。今回の能登半島地震を機に、全国の自治体でも新たにトイレトレーラーを導入する動きが出てきています。トイレ環境の整備は、命を守る取組に通じるため、本自治体でもトイレトレーラーの整備を積極的に検討すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

トイレトレーラーは石川県輪島市でも活用されております。発災時には非常に有効なものであると認識しております。

しかしながら、導入後の保管場所や費用面、ランニングコスト等の情報収集を含めた調査、また、トイレトレーラーの移動には牽引免許が必要である等、導入に当たっては調査・研究を行う事項が数多くあることから、今後につきましては、導入している自治体を参考に調査・研究を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。能登半島地震で被災した石川県の奥能登には全国の自治体を持っているトイレトレーラーが駆けつけて 20 台ほどが稼働し、とても感謝されています。泉佐野市もトイレトレーラーの出動をされています。災害時だけでなく、イベント時の臨時トイレとして活動できる移動型、設置型のトイレトレーラーなど、トイレカーの導入を検討している自治体が増えてきています。

トイレトレーラーの購入費用は、総務省の緊急防災・減災事業債を車両導入費用に適用可能で、自治体の実質負担 3 割分をふるさと納税やクラウドファンディングなどで賄う自治体もあります。いかがお考えでしょうか。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

本町のような小規模自治体での導入というのは課題が多いとは考えます。ではありますが、今ご提案いただきました予算の確保も含め様々な手法を調査・研究を行ってまいります。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。災害は本当にいつ来るか分かりません。備えをしておき、住民を守る使命が自治体にはあると思います。ぜひともよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました

議長（北村 孝議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、尾崎孝子議員の発言を許します。

尾崎議員。

10 番（尾崎 孝子議員）

議長より発言の許可をいただきました。大阪維新の会、尾崎孝子です。

本会議 2 日目、10 番目で最後から 2 番目で、皆さん大変お疲れのところだと思います。眠気も出てくる時間帯だと思いますが、いましばらく私にお時間いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、一般質問第1、重層的支援体制整備事業について質問させていただきます。これまでの日本の社会保障制度、それは安全・安心、セーフティーネットでありました。人生において典型的なリスクや課題を想定して、生活保障、生活困窮者の方ですね、高齢者、介護、障害福祉、障害者児や障害者の方、児童福祉、子供たちのため、属性別、対象者のリスク別の制度で発展されてきました。専門的な支援を充実してやってきていただきましたが、しかし今日、一つの世帯に複数の課題が存在してる状態があります。8050問題、80代の親が50代の子供の生活を支える問題や、また介護と育児をダブルにケアしている世帯があるなど、世帯全体が孤立しています。住人が抱える課題が複合化、複雑化する中で、従来の支援体制ではケアし切れません。

そこで、そんな中生まれた地域で共生社会、地域でみんなで生きていくという社会の概念に基づいて、市町村が創意工夫をもって総括的な、もうひっくるめた状態で支援体制を円滑に構築、実践していける仕組みをつくるために、社会福祉法ですね、社会福祉法の改正によって、2021年4月、3年前です、から実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業であります。

そこで、繰り返しになってしまうんですけれども、各支援機関、拠点が属性、縦割になっています。高齢者、障害、子供、生活困窮者の縦割りの制度の関連事業について円滑に行うことを可能にするために一体的に、もう全部を含めた状態で執行するというもので、いわゆる断らない相談窓口をつくっていこうという事業になります。このような支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業について、本町での現状をお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

現在、本町におきましては、福祉課において高齢、障害、生活困窮分野を担っており、担当が連携しながら業務に取り組んでおります。また、子供の分野の業務につきましては、今年度から新たにこども課を設置しまして、そちらのほうで業務に取り組んでおるところでございますが、同じ健康福祉部というところですね、窓口も向かいにあるというところでございますので、その辺りは日々連携をしながら取り組んでおるところでございます。

当然庁内ではそういった形で連携はしておりますが、関係機関であつたりとか、その他の関連する部署、地域住民などとですね、今後も連携しながら、きめ細やかな支援、包括的な支援を行っていき、問題の解決に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

答弁ありがとうございます。忠岡町では、福祉課が高齢、障害、生活困窮分野で三つの分野を担当していただいて、また、子供の分野は先ほどおっしゃっていただきました、1階にこども課ができて、従来あった地域福祉課の近くにあり、高齢者、障害者、生活困窮者が1階にまとまってあり、1階で話がもうできちゃうという、住民にとってはとても相談しやすい窓口になっていると思います。

では、それから今後の進め方はどう考えられておりますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

今後も包括的に支援できるようにですね、各分野の担当者間で連携するとともに、既存の支援機関等の機能や専門性を生かして、相互にチームとして連携を強めながら本町の支援体制を推進してまいりたいというふうに考えております。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

答弁ありがとうございます。重層的支援事業は三つの新アプローチがあります。まず、1番目が属性を問わない相談支援、属性というのは先ほどから何度も言ってますけども、障害、高齢者、生活困窮者、子供という属性を問わない相談支援。また参加支援、何か子供食堂や居場所づくりとか、今いろいろ居場所づくり、参加できる場所ができてると思うんですが、そこに参加していくという支援で、3番が地域づくりに向けた支援の実施ということで、そういう枠組みがあります。地域の方々に目を向けると、人と人のつながりや参加の機会を育むような多様な活動を通していらっしゃる方が今増えていらっしゃいます。新たな縁も生まれています。そして、その中で特定の課題の解決を念頭に始まる、障害の子だけとかそういうふうに決めたのではなくて、もうみんな楽しく参加できるような興味や関心が始まる活動が始まり、それが横に広がっていったらみんなとつながっていく。こういう子もいるんだよっていうのが分かり、関係が豊かになる、コミュニティが生まれてくる活動もあります。そこを厚生労働省が社会の変化に伴って、そういうコミュニティができる可能性があるのではないかっていう可能性の両方に目を向けて重層的支援整備体制をつくっています。ごめんなさい、これ私の独り言になっています。

そこからプラスしまして、要望としまして、私6月5日に東京日本橋で薬剤師の地方議会の意見交換会にお招きいただき参加してまいりました。その際にも、ほかの薬剤師の議

員さんから、薬剤師の立場から重層的支援ができないものか。医療のこと、薬のことで一番相談しやすいのは地域の薬局ではないでしょうかと言われました。健康面で不安を持たれている方やお薬を服用されている高齢者の方々の健康面の相談、それを地域の薬剤師会の薬局と連携してフォローしてやっていただきたいと思います。町としてはいかがお考えでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

議員お示しのとおりですね、重層的支援体制整備事業というものに関しましてはですね、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援という三つの支援を一体的に実施することが必須であるというところでございます。先ほどから申し上げておりですね、本町においては、今の体制のままである程度の連携を集めておるというふうに考えておるところでございますが、引き続きですね、近隣の自治体からいろんな情報等を収集しながらですね、本町に応じた支援の在り方という部分に関しては引き続いて研究してまいりたいというふうに考えております。

また、最後にございました医療面ですね、そういった部分、相談者の課題という部分が本当に複雑化であったり複合化しているというような状況でございます。当然健康面での課題というものがございます。そういった場合、これまでも医療職であったり福祉職等と協働して解決に努めてまいりますが、今後も引き続いてそういった方とも連携して取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁どうもありがとうございます。ぜひ引き続き包括で町民の方のケアをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。こども家庭センターについて質問いたします。令和6年度、今年度より身近な市町村単位で、平仮名3文字のこども家庭センターとして、児童福祉、児童保健の両機能が連携、協働し、全ての妊産婦さん、おなかに赤ちゃんができた方から子育て世帯、子供への一体的な相談支援を行うことを国が進めていることについて、今後の対応を町はどうされていくのかお示してください。よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

これまでもですね、国の要請に従う形で平成30年に保健センター内に母子健康包括支援センターを設置いたしました。また、令和4年には虐待の未然防止や早期発見・早期対応や再発防止を図るために子ども家庭総合支援拠点を設置したところでございます。

今回これら二つの支援拠点が有してきた機能を引き続き生かしながらも、一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、先ほど議員お示しの母子保健、児童福祉の両機能の連携、協働を深め、虐待への予防的な対応から、子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として平仮名のこども家庭センターの設置について努力義務化されたところでございます。

本町の現状につきましては、令和6年4月に、先ほども申し上げたこども課を創設しましたので、現在は母子保健と児童福祉が2階と1階に離れた形となっております。しかしどちらも健康福祉部の所管でございますので、これまでどおり連携、協働を図り、母子保健と児童福祉の情報を一元化し、切れ目なく、漏れなく安心して相談できる環境の充実に努めているところでございます。

しかしながら、国が求める平仮名のこども家庭センターとしての機能を持たせるためには、指揮を執るセンター長の設置であったり、総括支援員と呼ばれる人材の確保に努める必要があることから、今後人事担当とも調整を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。妊娠されたのをきっかけに相談支援に乗っていただけ、無事出産してからも母子ともに健康に過ごしていけるように、子供を初めて育てるときとか、お乳を飲まないとか、体重が増えないとか、よく泣く子、どうしたらいいのか分かりません。全然寝ない子や目が合わない子、離乳食のことなど、子育ての不安の相談にも乗っていただける。そういうことで親の不安を取り除いていけるということ。未来ある子供たちとご家族が心身ともに健全に健やかに過ごせるように、虐待を未然に防げるように町としてサポートをしていただけたということだと思います。虐待という不幸なことを起こさせないように万全にサポートしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。大阪府の機関である、漢字のほうです、漢字のこども家庭センター（子家セン）と書かせていただけてますが、子家センとの連携のことを聞きたいと思っています。

子ども家庭センター、漢字のほうです。これは児童相談所のことになります。都道府県の機関であり、それぞれ名称が変わっております。大阪市では、平仮名3文字でこども相

談センター、略してこ相、また堺市では、漢字の子、どもは平仮名で子ども相談所、これも子そうと言っています。本町の当該の児童相談所は、今までは岸和田子ども家庭センター、略称、子家センでありました。令和4年2月26日に岸和田市の西之内町から貝塚市市役所横に移転いたしまして、3月1日から貝塚、漢字の、子ども家庭センターと名称変更しました。そして、市町間の連携調整、情報提供、援助などを行っております。

繰り返しになりますが、市町村のこども家庭センターは平仮名で、児童相談所である大阪府の機関は、漢字の子ども家庭センターになり、同じ名前なんです。もう耳から聞いた全く一緒だと思います。とてもややこしいと思いますが、ちょっと役割が違うということをちょっと強調させていただきます。

高石市以外の8市4町の管轄である家庭センターであり、忠岡町は貝塚子ども家庭センターに現在なっております。児童福祉法で子供の一時保護、子供の緊急保護、行動観察、短期治療を行っております。また、中学卒業後からおおむね25歳の方を対象とした相談窓口を設けていて、子供の健やかな育成、家庭における子育てを支援する地域活動、あるいはまたネットワーク、子供の養育を側面的に支援しています。それと、DV防止法ですね、配偶者暴力相談支援センター、配偶者からの暴力についての相談援助を行っております。また、社会福祉法もありまして、生活保護、助産施設、母子生活支援施設の入所、そして私もちょっと関係あります特別障害者手当、障害児福祉手当、独り親家庭及び寡婦などに関する相談に応じてもらっています。私も18歳まで子家セン、今までの岸和田子ども家庭センター、西之内町のほうですね、一方通行で行くのになすごく大変なところ、駐車場も狭くてもう1日かかりで行ってました。そこで3年から5年ごとに療育手帳の発行、更新、検査、聞き取りをしていただきました。ほぼ半年ほどかかり、軽度・中度・重度などの判定をしてもらいます。そして更新するために検査を希望してもすごく数か月後の予約になるという混雑しているところでもあります。そして、検査、聞き取りの日にはもう親子共々緊張し、とても何かどっと疲れる日でした。年齢を重ねるとともに定例の健常児さんとの発達がもうどんどん離れていって判定が悪くなり、また落ち込んだ日もありました。このように、どなたかも子家センとは関わっているかと思います。そしてこのようにたくさんの業務を担っている大阪府の機関である漢字の子ども家庭センターとの連携、市町村の、平仮名のこども家庭センターとの連携と現状と問題があればお教えてください。話が長くてすみませんでした。よろしくお願いします。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

今回の平仮名のこども家庭センターは、先ほども申し上げたとおり、あくまでも母子保健、児童福祉の両機能の連携、協働を深め、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としており、市町村に設置されるものでございますので、大阪府の機関であります子ども家

庭センターとは全くの別物であるというようなことでございます。

本町の現在の連携と課題というところでございますが、やはり専門職の確保というところが一番の課題であるかなというふうに考えております。

今回、令和6年4月にですね、実は今申し上げられていた大阪府の機関である漢字のほうの子ども家庭センターにおいてですね、長年勤務されていた方が本町のほうに来ていただいておりますというふうなところでございますので、そういった形でですね、今後またさらに大阪府のほうとも連携を取りながら進めてまいれたらなというふうに考えておるところでございます。

また、さらなる補強と考えておるのが、現在社会福祉士の採用というところで現在取組を進めておりますので、引き続きそういった形で連携のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。大阪府からプロの方が来ていただけてということで安心しました。ありがとうございます。

実はこの一般質問を取り上げたのは、平仮名のこども家庭センターと漢字の子ども家庭センターの違いをお示ししていただきたかったことと、実際、昨年11月に児童相談所にてお子さんが保護されて、心を病んでいる親ごさんがいまして、もう一生子供が帰ってこないんじゃないかと不安に思っている方がいました。親としてその気持ちも分かるので、ちょっと深掘りさせて質問させていただきました。

近年も虐待、育児放棄、ネグレクトで亡くなっているお子さんがいます。児童相談所が忙し過ぎて見逃された事例もあり、今回のように市町村で早期発見、対応していただけるようになったと思われます。5月30日の新聞の記事ですが、新聞記者の夫婦が一時保護された自分の子供の卒園式で自分の子供を警察署まで連れ去るという事件がありました。警察官に一時保護は不当だと訴える計画だったそうですが、連れ去る際に児童相談所の職員ともみ合いになり、けがをさせてしまい、兵庫県警に逮捕され、神戸地検で起訴されています。保護という形で切り裂かれた親子は非常に日常的で、それぞれに思うことがあるかと思います。強制的に引き離されると、どうしても親としては引き戻したいと思う気持ちになるのも分かります。しかし、どんなことがあっても絶対に子供の命は守らないといけません。それだけはいけないと思います。ということで、児童相談所は大きな大きな責任を担っています。

それからまた、今年の1月30日に泉州地域大阪維新の会の議員団で貝塚市三ヶ山の三ヶ山学園の視察をさせていただきました。4月から貝塚に移転するというので、漢字の子ども家庭センター何をしてるのっていうことを聞いたかったので研修、視察に伺いまし

た。そして、子供たちが生活している施設を見学させていただきました。子供たちはとても穏やかで、見慣れない大人に対して興味津々でした。小さいお子さんは集団生活で社会性を養い、大きくなったお兄ちゃん、お姉ちゃんたちは、敷地内にある別棟のグループホームで、寮母さんの見守りの中、料理、洗濯など自立した生活を送っている姿を見せてくれました。私たちもそれを見て、笑顔を見てほっとしました。そして、自分たちの三ヶ山学園に隣接しているこどもデイケアいずみは、現在も忠岡町のお子さんの療育を行っている場でもあります。一応OBなので、先生方にいろいろ声をかけていただきました。タイちゃん元気で行ってるって聞いてまいりました。余計なことと言ってすみません。また、養子縁組はもちろん里親、週末だけでも週末里親募集中でした。地域社会で子供たちを育てていかなければ、本町でも平仮名のこども家庭センター機能を果たせるように、身近で健やかな親子関係を見守っていただくといいと思います。

以上でこちらの質問は終わらせていただきます。長々とすみません。

次、3問目です。最近の保育現場の発達障害やグレーゾーンの子供に対する理解と対応について聞きたいと思います。まず、発達障害、グレーゾーンという言葉、皆さんどう思うふうに思われていますか。グレーゾーンというのは、そもそも脳の認知機能に偏りがあって、その結果、得意、不得意にむらのある状態です。定型発達、健常者であっても一つぐらいは苦手なこと、不得手なこと、つまり能力的に弱いところを持っていると思います。能力の弱さというのが誰にでも一つや二つは当たり前を持っていて、通常はその人の個性とか特性と呼んでいます。発達障害かどうかの境目がはっきりしないのでは、特性はあっても診断には至らなかった人や、例えば不注意傾向ではあるけど検査するほどでもなかった人たちのことをグレーゾーンとして、発達障害に含めるよりも認知的に偏りがあると捉えたほうがよいと考えられております。

6月8日土曜日に岸和田市の公民館で、子供のために今できること、こんなことうちの子だけ、発達障害グレーゾーンはというテーマのセミナーを受けてきました。特別支援学校で26年間先生として働き、今はお子さんやお母さんの個人サポートをしている療育アドバイザーである方の話でありました。そこでは訪問看護ステーションということで、看護師さんがひきこもりや不登校の方のご自宅に週3回通って、家族以外の第三者として本人との関係をつくり、ゆっくりゆっくり親子のねじれ、もつれてしまった関係を修復してサポートし、社会に戻れるように、やり直しができるようにしていく事業を展開しているということで、泉南地域では初めての試みだそうです。そのときに発達障害の概念も教えてもらいました。今は広汎性発達障害の呼び名が変わり、神経発達症という名称になり、広い範囲に表現が変わってきているそうです。神経発達症は、発達障害にも広い範囲で、アメリカの精神学でチェック項目があって、本人の困り度、家族の困り度で判定します。厄介なのは、自信を失って別の症状を引き起こしてしまう二次障害が問題となります。基本的に元気がない、グレーと呼ばれる子は元気がありません。グレーと呼ばれる子の苦し

さと生きづらさがあり、その気持ちが分かってもらえなくて、みんなと遊ぶことができない。愛着障害という言葉もあるかと思いますが、これは親の愛情不足と思われがちですが、実は親の問題ではなく、その子の体から来る問題だそうです。体が不安定で伝わりにくく、コミュニケーションがうまくいかないこと、愛着の育みに時間がかかっているそうです。ということで、障害のあるなしにかかわらず、全ての子供に当てはまる子供が育つ三つのポイントがあるそうです。

1、心に栄養がたまっているか。信頼できる人に心を支えられて心が満たされていますか。心の充電ができていますか。心に余裕がありますか。それと2番目、体を動かすこと、体を動かすことで満足、固有する感覚の推進、体から来る欲求は満たされていますかということ。3番、食事からの栄養が行き届いていますか。特にたんぱく質、良質なたんぱく質から幸せを感じる本能が出ます。卵が良質なたんぱく質でバランスのよい食材だそうです。または骨付きの肉のスープもよいそうです。偏食の子は機嫌が悪いことが多く、不安がり、特に怖いからバリアを張っている状態だそうです。便秘も多く、10人に3人は太っているそうです。栄養不足だけどカロリーオーバーで血糖値が高かったり低かったりと不安定でばらつき、切れやすいことが多いそうです。子供でなく大人にも当てはまるなと私は思ってしまいました。心と体の土台をしっかりとつくることが大切で、遊びを通して心のケアと非認知能力を育てていくことが大事です。心と体の土台のバランスが崩れると感覚神経にも問題が起きるので、心と体を育てていく、本当に早ければ早いほど子供たちの不安な気持ちを取り除くことができ、心と体が育った子供が増えると思います。近年増えている発達障害やグレーゾーン、初めて集団生活をして、就学前の保育現場で発覚することが多いはずです。

そこで、現在の保育現場での発達障害やグレーゾーンの子への対応はどうなっているのかをお教えてください。よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

第4次忠岡町障害者計画において、障害のある児童と障害のない児童がともに学び、生活できるインクルーシブ教育がうたわれております。本町の就学前保育につきましては、従前から保護者の希望に応じ障害児の受入れを行っており、その際は障害の特性に応じた保育が提供できるよう加配保育士の配置を行ってきたところでございます。また、障害児への対応に特化した研修会などへも積極的に参加をさせているところでございます。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。ちょっと今からお伝えする言葉は、こども園で実際に働

かれています保育士さんからの声になります。発達障害やグレーゾーンの子に対する研修や勉強もたくさんあって、かなり理解されるようになってきて、先生たちは寄り添えるように日々頑張っています。でも本音を言うと、どこも余裕がないのです。理解すればするほど人手不足で追い詰められてしんどいので、どこもぎりぎり頑張っています。次々と保育士が辞めていき、その結果、残った者がさらにしんどくなるという負のループになっているそうです。みんなに手厚く保育ができるように、まずは保育の現場を整えてほしいという声が私に届きました。町としてどう対応されますか、お聞かせください。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

議員ご指摘のとおり、根本的な解決策としましては、やはり保育教諭の確保が一番であるというふうに考えております。令和5年度の年度途中で急遽自己都合退職を選ばれた保育教諭が複数出たことから年末に募集をかけましたが応募がなく、ぎりぎりまで追加募集もいたしましたが、結果的に令和6年度当初採用には間に合わず、人数的に少ない中で新年度を迎えることとなってしまいました。令和6年度当初からも引き続き募集をした結果、現在複数からの応募があったところでございます。できるだけ早く多くの保育教諭を採用して、少しでも現場の環境を整えられるよう引き続き努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。早速対応していただけるということで安心しました。

次の項目になります。保育現場のメンタルケアや相談できる体制などを取られていますかという内容ですが、これをお尋ねする理由としましては、熊取町の大阪体育大学に去年、令和5年4月に幼児教育コースができました。青田買いができるのではと今年の2月に視察に伺いましたところ、その先生からの言葉が保育士としての就職を勧められないと言われてしまいました。特に小さな私立の幼稚園や保育所には勧められない、大事な大事な生徒をそんな苛酷なところに勤めさせられない。お給料のベースアップ、最低お願いしたい。以前は人件費に対する補助金があったけれども今はない。保護者からの相談やクレームへの対応、クラス運営で手がいっぱいとお話がありました。せっかく子供たちのために保育士になられた方が家庭環境によって辞められてしまうのは仕方ないと思いますが、そういう方はまた復帰されるという可能性もあると思います。ただ心を病んで辞められた場合復帰は難しいと思います。心を病む前にできるメンタルケアなど相談できる体制など町がされているのであれば、どうか教えていただけますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

こども園職員のメンタルケアというところでございますが、本町ではこども園の現場に限らずですね、全職場において毎年ストレスチェックという多項目に係るアンケート的なものを実施しております。このアンケートの結果、ストレス過多の状態であると判定されれば、町の産業医への面談につなげる体制を整えております。それ以外にも、所属長と職員が1対1で向き合って対話をするワンオンワンミーティングというものを実施しております。これによって所属長も職員一人一人の考え方を理解でき、職員側も所属長にふだん言えないことを伝えることができるというところで、所属をマネジメントすることにおいて大変効果が高いやり方というふうに考えております。

実際こども園の現場においては、なかなか業務が忙しいというところもあるので、定期的な実施ができていないところでございますが、その代わり、こども園担当職員のほうが現場に出向いて、保育教諭全員から聞き取りを行い、様々な悩みであったり課題などを整理して、それを職場改善に向けて日々様々な取組を行っているところでございます。

職場環境の改善というものに関しましては、すぐに結果が出にくいところもございしますが、これからもできるだけ職場環境改善に向けて取り組んでまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。対応していただけるということで安心しました。

また、質問ではないんですが、大阪体育大学の先生からも広域でクレーム対応やメンタルケアができるようなことを議員、私たちにやってほしいという声かけがありました。そしてスーパービジョンという対人援助を行う指導があるんですけども、スーパービジョン、対人援助を行う人が自分の担当しているケースについて第三者から助言をもらうこと、S Vと略したり、日本語で対人援助者監督指導というのがあります。支援対象と自分の間で行き詰まっている問題を第三者の視点から見てもらうことで解決の糸口を探す主な目的があるやり方です。広域でも保育士のメンタルケアを行っていけるように私たち議員も頑張っていきたいと思います。

そして、またちょっと話が戻るんですが、先ほどのセミナーの療育アドバイザーの方からちょっといただいた言葉で心に残ったのがあるんですが、人生のやり直しはいつでもできるという言葉がありました。心の傷、不登校やひきこもりになった場合でも、心の傷はゆっくり時間をかけて直し、しっかり休み、心のパワーをためていけば職場復帰はいつでもできるということです。なので、心のゆとりができるようにケアをしていっていただきたいと思います。

また何度も申し訳ないんですけども、こども園に入る前、集団生活が始まる前、少しでも早く、早期発見、早期療育、そして親も本人も見通しがつき、自信がつく支援ができる早期の療育は本当に大切です。児童発達支援センター、児発は早期実現していただきますように心よりお願い申し上げます。この質問は終わらせていただきます。

第4番目、公立義務教育諸学校における学級編制についてお尋ねします。これも住民の方からの声です。児童数は減少しているが、様々な問題を持っている子供が増えていることが現状です。きめ細やかな教育を実現するために少数教育を不可欠とする希望があるという声についてお尋ねいたします。答弁よろしく願いいたします。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法により、学級編制の基準につきましては都道府県が定めるものとなっております。なお、今年度は小学校5年生までが35人定数となっており、来年度は小学校6年生までとなります。

議員お示しの少人数学級につきましては、令和2年度から忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業を実施しております。本事業につきましては、支援学級在籍児童を含めた1学級の合計児童数が標準法に定める標準を超える場合、非常勤講師を配置して少人数学級編制を実施するものでございます。今年度、両小学校において要項に該当する学年があり、町単費で非常勤講師をそれぞれ配置しております。あわせて小学校の低学年に忠岡町学ぶ楽しさを育む推進事業としまして、町単費で非常勤講師を各校1名ずつ配置し、学級担任と連携することにより、きめ細やかな指導、支援を行っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。お話を伺っていて、人数ははっきりとおっしゃっておりますが、30人以下のクラスが複数あるとお聞きしております。十分手厚い環境であると安心しております。忠岡町は町の単費で賄ってくださっていることが分かり、感謝しております。引き続き子供のためにきめ細やかな指導を、支援をよろしくお願いいたします。

次の問いになります。2年前、令和4年4月に文部科学省より出されました通知、特別支援学級並びに通級による指導の適切な運用についてで、本町の現状と課題を教えてください。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について、文部科学省より令和4年4月に通知があり、個々の児童・生徒の教育的ニーズと障害の状況等を踏まえ、支援教育の学びの場の見直しを行ったところでございます。その際、学びの場の変更が必要な場合には、保護者に対し適切に情報提供し支援に努めております。令和5年度以降につきましても、発達に課題のある就学前の児童が府立支援学校、町立小学校の支援学級や通級指導教室、通常学級へのよりよい就学先を保護者が選択できるよう、本町教育委員会としましても丁寧な就学相談に努めているところでございます。

また、学校におきましては、支援教育コーディネーターをはじめ支援教育担当者等を中心に組織的に教育活動を展開し、きめ細やかな指導、支援に努めております。

今後は支援学級や通級指導教室によるさらなる指導の充実と体制づくりに向けて、引き続き支援教育担当者会の実施や教職員対象の研修会の充実に努めてまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ご答弁ありがとうございます。丁寧な話合いがなされていて、保護者も満足されているということを聞いています。それに、今は通級という、通学して学習できる教室も各学校に配置されていて、きめ細やかな指導がされていると聞いております。ですが特別支援学級の在籍してる子が何人いるかと学校単位でお聞きしました。息子が在籍してた10年前に比べると2倍から3倍増えているということ、何回も言いますが、やっぱりそこで早期発見、早期療育の児童発達支援センターが、やはりここでも町内にできれば変わっていくのではないかなと、しつこくここでも述べさせていただきます。申し訳ございません。

それで、5番目のひきこもりはちょっとお時間ないので次回にでも飛ばさせていただきますと思います。すみません。

最後に私のほうから皆さんにちょっとお伝えしたい言葉があります。人の言葉は、時には心を温かくし癒やしにもなります。時には心をえぐるやいばになります。とにかく相手を攻撃し、言ってやった、言い負かしてやったよという、よくマウントを取るという言葉がありますけれども、言われた側の気持ちを考えたことがありますか。吐き出すほうはスッキリし、何を言ったか忘れてしまいがちです。浴びせられたほうの気持ちは、言われたほうはつらいです。心に残ります。それを根に持つよりも、変えられない過去を嘆くばかり

では駄目です。今というこの瞬間がかわいそう、今をしっかりと生きていきましょうという読売新聞の人生案内というコラムを掲載されていたライターの方の言葉がありました。今を生きるために過去の遺構にはこだわらず、前を向き、未来に向かってどう変えていけるのかを考えてまいりましょう。

小さな町だから、忠岡町だからこそ優しく手を差し伸べていけるように、忠岡町の行政の皆様と私は二人三脚で頑張ったいと思っております。ぜひご協力お願いいたします。人を再生し、やり直しができるような、優しく寄り添い、見守っていけるような、相手の気持ちを脅かさない行政サービス、みんなを受け入れる敷居が低い行政、寄り添って徐々に心をほぐしていけるようなまちとして、広域的に近隣の市とも連携し、一人でも多く助け、元気になっていただき、人生をやり直していただき、行く行くは町の発展に貢献していただけるように寄り添うまちづくりを皆さんでしていただけないでしょうか。私も全面的に協力いたします。皆さん元気が一番です。笑顔で過ごせるようなまちづくりをぜひ進めていっていただきたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきたいと思います。独り言が多くて申し訳ございませんでした。

議長（北村 孝議員）

以上で、尾崎孝子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合で暫時休憩をいたします。１４時３０分から再開いたします。

（「午後２時１３分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後２時３０分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。

８番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

８番（三宅 良矢議員）

よろしくお願いします。質問通告書とおりに質問させていただきます。

まずは、岸和田市内で起きました忠岡町内にある同一法人における障害者入所施設での事件についてご質問させていただきます。事件概要は報道ベースのみであります、令和

6年3月に職員4名が利用者1名に対して集団で暴行し死に至らしめたというふうに聞いております。事件自体時の詳細は時間を要することであると思いますが、1人の命が奪われるという事実の中で、障害者であったということではほど大きく報道もされなかったのかなと思っています。これが例えばこども園とか児童施設で同様のことが起こっていたら全体の認識や行動は大きく違っていたと思っていますが、障害者の命とはと改めて考えさせられる契機ともなりました。

質問としましては、まず、忠岡町住民の同施設での利用者は2名とお聞きしています。本来は事件状況が整理されて落ち着くまで、緊急避難として忠岡町として入所施設の変更や避難させるなど措置を取るべきであると思いますが、今回はそのような対応をされた形跡はございません。なぜでしょうか、お答えください。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

今回の事件につきまして、報道がなされた直後に当該法人本部事務所に確認の連絡を入れさせていただいたところでございます。また、施設所在地である岸和田市、法人を管轄している大阪府、捜査に携わっている警察など、関係機関に対しても同様に確認の連絡をさせていただきましたが、全ての機関から、警察の捜査中であり、捜査が終了するまでは一切の関わりを固く禁じられたところでございます。

また、当該施設に対して法人内の他施設の職員が日替わりで訪れ、見守りをする事で利用者の安全確保ができていると考えられていること。また、施設の性質上、入所者を他の場所に移すこと自体が難しいということなどを総合的に勘案し、他施設への変更は不要であるというふうに判断したところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。つまり、事件後にあった警察の指示に従って利用者対応を決めたということですね。法人が今後設置する真相究明の第三者委員会のメンバー構成につきまして、弁護士2名、社会福祉士1名とお聞きしています。法人側と第三者委員会のメンバーの中立性の担保は図られているとお聞きしましたが、どのような経緯で依頼をかけられ、中立性を担保していると報告を受けたのでしょうか、お答えをよろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

第三者委員会とは、企業におけます不祥事の原因や経緯などを調査するため企業から独立した第三者によって組織される委員会で、内部調査委員会とは別で、対象企業との利害関係がなく、法令、コンプライアンスや調査対象事項に関する専門的知識を有する人から選ぶのが適切であると考えられております。今回の事件の第三者委員会につきましては、弁護士が2名、社会福祉士が1名で3名とも外部からの委員であると伺っております。なお、第1回目の第三者委員会は去る6月2日に開催されたという報告をいただいております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。まずその選任経緯なんですけど、弁護士は例えば弁護士会を通じてなのか、社会福祉士は社会福祉会を通じて選任されたということでしょうか。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

そのように伺っております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。この事件において、3の質問、次の質問なんですけど、この事件における法人としての管理監督責任の所在やその取り方について、大阪府現状ではどのように処置すべきと考えているのかと報告は受けていますか。

また、4番の忠岡町として一定、事件捜査や裁判終了後になると思いますが、法人としての管理監督責任の所在やその取り方について、今後の対応はどのように考えていくか、以上、2で一括でお答えください。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

社会福祉法人の所轄庁は都道府県であり、今回の事件の法人に対しては大阪府が指導、監査の権限を有します。現時点では、大阪府においても、本町と同様に警察の捜査を待っている状況でございます。指導、監査等の実施については、捜査の結果をもって判断するとお聞きしております。本町といたしましても、大阪府と同様に警察の捜査の結果をもって判断してまいりたいと考えております。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

いずれにおきましても捜査や起訴、不起訴の結果待ちということなので、進展に応じてまた継続して取り上げさせていただきたいかなと思っております。風化させへんことが何より大切なことかなと考えております。

最後のこの項目の質問になるんですが、このような事件っていうのは外部の第三者の目が施設内に入っていく機会がやっぱり極端に少ないことが大きな要因の一つと想着ています。特に障害者の入所系などは、特に利用者の年齢が高まってくれば家族、親戚との面会機会が極端に低くなってくる。これはもうご理解していただいとると思うんですが、解決とまでは行かないと思うんですけど、一定の歯止め的手段としても、外部からのチェックの目が増えることで一定の歯止めというものになっていくのではないかなと思つています。問題の根底は、忠岡町内にあるこの法人の事業者だけを責めることではなく、本当に今後のことを考へて、例えば高齢者を含めて入居系全ての施設に対して、平素身寄りのない方、そういう目がなかなか行き届きにくい、第三者の目が行き届きにくい方、そういう方に対しての訪問できる仕組みとか制度を創設すべきであるかとは思つんですが、いかがお考へでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

入所施設におきましては、身寄りがない場合や親族と疎遠になっている入所者も少な

らずおられます。そうした内部だけの関わりだけになることで不適切なケアなどが常態化してしまわないよう、第三者の目が入ることは有益であると考えております。第三者の訪問としまして、成年後見制度や介護サービス相談員の活用、職員による訪問をはじめ、他市町村の取組を調査・研究してまいります。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。この辺りにつきましては本当に肝かなと思ってますので、続けて取り上げさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

先ほどもね、少しお話させていただいたんですけど、やっぱりこども園とか園児とか、例えば園児を職員が集団でこんなことしたら多分、もうそれこそマスコミから議会からも何やかんやひっくり返って、もう第三者どんとやって、もっと取り上げる議員も多かったでしょうし、そなん世の中が許さないような状況だと思うんですけど、そういうね、僕もやっぱりそういう方たちとお仕事を介して接してきたので、やっぱりこの辺っていうのはマスコミでさえも、ちょっとマスコミにも聞いたんですけど、やっぱりマスコミも返事くれないんですよ。このことについてどう思うねんって聞いても、丸切り返事ないんですよこれがまたっていうのがやっぱりこれが現状なんだと、日本の障害の。世界を見渡してもそうなのかもしれないですけど、そういったことも含めてまた訴えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、伊丹市の女性ヘルパーへの利用者による不同意わいせつ事件を受けて質問をさせていただきます。80代高齢男性の利用者宅で、サービス利用中に密室で起きたわいせつ事件でもございます。一般的にヘルパーなどの従業員が、本来であれば、事業所が適切に利用者に対して、このような行為に対することを利用者に対して適切に対応するところを、事業所の評判ですよ、あと利益の優先等で、あとは昔私たちもされたからって、これ結構でかいんですよ。所属しているからこそなかなかやっぱり自分、そこ以外に声を上げるところが分からないっていうことで、なかなか声が上げづらくなっている構造でもあると思います。上げてもうやむやにされるというこの実績、いまだに散見されます。性的な、人権的な問題もあると思ってますし、このような声を直接的に身近な相談機関である行政へ上げていく仕組みっていうのは必要であると思いますが、例えばヘルパーなどから直接相談できる専用ラインとかの通報窓口体制などを忠岡町として設置してほしいと思いますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

少子高齢化が進み、介護サービスの需要が増加する中、介護人材の確保は大変重要な課題であり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境、労働環境の改善を図っていくことが重要であると認識しております。

現在、本庁における各種相談につきましては、電話による相談やホームページからのメールによる相談はお受けしておりますが、特に若い世代では、電話での相談に対する拒絶反応が多くなっていることや、24時間での対応が可能であるSNS等を通じて相談ができる窓口についても有用であると考えているところであります。

議員お示しのLINEを活用しての相談窓口につきましては、技術的には可能であると担当部局から伺っているところでございますが、運用面についての課題があることから、引き続き検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

よろしくお願いいたします。特に若い方がやっぱり行きたがらない仕事の本当にベスト5ぐらいに必ず入ってくる分野になってるので、結局こういうのを野放しにしていると、今頑張ってるおばちゃんらが亡くなりました。もう次ヘルパー頼むとき誰もいませんか、もう本当に外国人に頼むしかありませんっていうような事態になるっていうのは、ちょっとそれは、今介護保険料も何やかんやで月、基準で6,800円か何ぼやったと思うんですけど、そういうのに見合った形では、よりまた何か内容が悪くなっていく可能性も高いので、こういった相談をできて、ちゃんと酌み上げる仕組みというのをしっかりとつくっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして3番、小・中学校の大阪・関西万博への遠足などの校外活動についてご質問をさせていただきます。令和7年4月より大阪・関西万博が開催されます。私もチケットをもう買っております。大阪府内の全ての小・中学校の児童・生徒は、チケット代については大阪府の経費負担により一度は招待されるという報道に聞いております。今年になっていまだ何かいろんな懸念される報道が続いていますが、それを解消し切れない中で、忠岡町の小・中学校はそれぞれの学校長が大阪府教育委員会に遠足などで参加するという回答をされたとお聞きしました。これらを踏まえまして以下のように質問させていただきます。

1、従前の校外学習や遠足などにおいて、出先での安全確保やその確認については通常どのように図られているのかお答えください。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

校外学習や遠足などを行うに当たりましては、事前に複数の教職員による下見等を行い、安全確認の上、当日の計画等を立てております。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

下見や現調をせずに、例えばもう本当にネットや机上の情報収集だけで当日ぶっつけ本番でどこか行くとか、担当するということは、これまではあり得なかったっていいですね。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

そのとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

1 の回答を踏まえまして、大阪・関西万博への校外学習や遠足などについては、従前の安全確認要件、判断根拠などを満たされているとお思いなのかお答えください。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

大阪・関西万博への無料招待につきましては、次世代を担う大阪の子供たちに、大阪・関西万博において最先端の技術やサービス等に直接触れる貴重な体験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらうために実施されるものと認識しております。

しかしながら、現時点におきましては、校外学習や遠足を実施するに当たっての詳細等について大阪府より示されておきませんので、引き続き情報収集に努めてまいります。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

まだものが完璧にできてないので、その完璧な流れってというのはなかなか直前になって
もできるのかどうかっていうのは分からないので、難しいところだと思うんですが、今の時
点ではほぼほぼ分からないという中で、参加するというふうに回答を学校長の判断でされ
たということですが、大阪・関西万博については、従来行っていた安全確認などについて
ちょっと今のところは置いてるので、今回についてはもう特別扱いの範疇にあるという考
え方でよろしいでしょうか。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

校外学習や遠足等教育課程の編成につきましては、あくまでも学校長の判断ということ
になりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

今質問ちょっとずれました。回答の調整が。今の聞いたのちょっとずれたので。まあい
いや。

すみません。じゃあもう次の質問に行きます。上記のこれまでのことを踏まえて、忠岡
町教育委員会としては、校外学習、遠足などで大阪・関西万博への参加・不参加について
は、本人、児童・生徒やその保護者への判断を尊重できるのか。その次の質問なんですが、
不参加を判断した児童・生徒への何らかの代替補償というのは考えられているのかお答え
ください。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

参加・不参加について児童や生徒本人やその保護者の判断を尊重できるかというご質問
ですが、従来の遠足等におきましても参加を強制するということはありません。当日の
急な体調不良以外で参加されない場合には、事前に保護者が学校に連絡され、お子さんの
状況等を共有しているものと認識しております。

二つ目の当日欠席等で参加できなかった児童・生徒には、後日入場できるプロモーションコードを発券予定と聞いております。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

分かりました。その辺りの今の状況やということで、次の質問なんですけど、上記3の参加・不参加の判断ですね。これをちゃんと保護者として、児童・生徒本人たちもそうなんですけど、適切に行えるようにリスクを含んだ客観的情報発信について、忠岡町教育委員会として学校を通じて児童・生徒やその保護者に対して行っていくことはできるでしょうか。また、その方法についてはどのように行っていくのでしょうか、お答えください。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

先ほども申し上げましたとおり、大阪府教育庁等の関係機関からの情報につきましては随時学校長に提供してまいります。その上で、学校長が判断し、校外学習や遠足での貴重な体験機会となるよう計画し、従来どおり学校及び保護者へ周知してまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

全ては、要は学校長が責任の下で判断をしていくということでもいいんですよね。よろしい。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

あくまでも教育課程の編成という点につきましては学校長判断となりますのでよろしくお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

例えばなんですけど、同じ忠岡町小学校でも、例えば万博会場混んでますと。1 年生がうちの子供だってちゃかまかしてるので迷子になる可能性あるし、そんなたくさん大人連れて行かれへんかったら、さすがにないけど、子供たちそなん見られへんって判断した場合、5・6 年生だけは行くと、でも 1 年から 4 年はさすがに行けないよってというような判断もありっていうことでいいんですかね。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

すみません。先ほども申し上げましたが、まだ現時点で大阪府のほうから詳細な情報等が下りておりませんので、その上でまたこちらから情報のほうを学校長にお伝えした上で、学校長が判断してまいります。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

また適切に対応を、私たちもチェックをする方はたくさんいはると思いますのでよろしくをお願いします。

続きまして、カスハラにつきましてご質問させていただきます。カスタマーハラスメント対策が全国の自治体で取組が始まっております。職員の通常業務に支障を来すような行為について、一定の基準やマニュアルなどを整備した上で対応を図ることについては、これはもう別に公だけに限らず、民間に限らず、現代社会においては必須の行動原理であるかと考えています。先日も前川議員が行政対象暴力の範疇を取り上げられて、それをもっともっと絞った形にはなるとは思います、これまでグレーゾーンとして扱ってきた部分でもあるかなと思います。それを踏まえまして、まずは 1、まずは役所としての認識として、住民はお客様とお考えでしょうか、お答えください。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

お客様の定義がサービスや物品購入においてお金を払うという点で申し上げると、住民はお客様ではございませんが、経営の感覚を持って行政運営をするという点では、お客様という気持ちを持っています。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。お客様という概念が、これはもうご理解いただいていると思うんですけど、サービスを提供する側としての必要な心構えだと思いますけど、サービスを受ける側の心構えとしてはね、やっぱり今の時代特に権利意識を履き違えるところが、特に利用者さんとかその人のレベルを低下させる、より深く問題を勘違いさせるポイントでもあるかなとは思っております。これも探したら、三波春夫さんという方が言い出したような言葉みたいで、当時の時代との背景も全然違いますし、そういった意味ではそういうような概念ということはしっかりと理解した上で、現状の忠岡町として、カスタマーハラスメントを受けた情報というのは、どのように把握・集約し、記録・保存されていくのかお答えください。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

現在、本町ではカスタマーハラスメントというものの定義がございませんので、その他の苦情やトラブルと同様、所属長から報告があるというのが一般的でございます。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

その定義がないということなので、例えば基準やマニュアル整備については今後やるのか、やるんだとすればどのように考えているのかお答えください。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

基準やマニュアルとのことでございます。カスタマーハラスメントについては、民間の企業と違い、私ども公の場では、一線を越えた苦情等が多い来庁者でも来庁の拒否ということはできません。この点が民間事業所と決定的に違う点ですが、議員ご指摘のとおり、現代社会においては、カスタマーハラスメントの基準やマニュアルを整備するのが求められていると考えております。我々忠岡町役場に勤めている職員は、全ての来庁者にサービスを提供しなければいけません。しかしながら、一定のラインを超えた場合は毅然とした態度を取ることをルール化することが職員を守ることにつながると考えております。今後は、まずカスタマーハラスメントを定義づけし、対策を講じることになると考えております。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

理解しました。ＪＲ西日本でも取組を始められて、これ結構大々的に報道されたので僕も結構検索はさせてもらったんですけど、深刻な場合は利用させない、入場拒否、利用拒否までを視野に入れてるともお聞きしました。例えばそこに出ていたのが、腕をつかむ、殴る、物を投げるなどの暴力行為、人格や能力を否定する侮辱・差別的発言などの発言、罵声や暴言、土下座や謝罪などの要求、ＳＮＳなどへさらして会社や従業員の信用を棄損や失墜させる行為、正当な理由のない商品やサービスの要求、電話や対面で納得がいかないことを理由に何度も同じ説明をさせるなどして、結果として業務の妨害や長時間拘束し、持続させる行為などが上げられていると。ＪＲ西日本っていうところで、民間とはいえども公共交通機関になっているといえれば半分以上もう公的な部分、意味合いが強いのだと思いますので、こういったものも本町が参考にできるところ多いと思いますが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

今お伺いしましたＪＲ西日本のケースですが、幾つかは現実には本町でも起こっております。

す。今聞いた中では、物を投げつけるなどの直接的な暴力的行為や土下座の強要といったところ以外はほぼ本町でも経験をしているところでございます。最近あった事例では、電話口で殺すぞといった脅しも受けており、職員も対応に苦慮しているところでございます。報道でもありましたが、東京都が都庁も含めたカスタマーハラスメントに関するルールづくりをしていくということでございますので、これらも参考にしながら検討を進めてまいります。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

そこなんですが、もう確認にしかないんですけど、先日、前川議員が同様の質問がありましたけど、僕もその前の一般質問で、ちょっと電話で録音機能を取り付ける質問したら、前向きに検討されるという回答でしたが、その後どのように対応されているのか。今後の予定をお答えください。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議員お示しの電話機の録音につきましては、今年度秋頃をめどに電話機器の交換がございます。この機器交換のタイミングで導入を予定しております。主な内容は音声ガイダンス、録音機能の設置で、導入することにより電話応対時の職員への暴言等に対する抑止力、また、町職員の電話対応の品質向上にも一定の効果があると考えております。導入までいましてはしばらくお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

分かりました。また、ちなみにその録音情報についてなんですけど、その情報というのは情報公開請求の対象となり得るのかお答えください。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

録音データ、今明言がちょっと難しいんですけども、録音データも本町の所有する文書等になり得ると考えております。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

このような基準とか、カスハラの基準とかマニュアルを設けることは、官民間問わず進んでいくかなと思いますし、カスハラを受けた具体的な内容などの情報については、我々議員も客観的な判断を持つことができる判断材料として有効やと思います。どのようなことがあったかっていうのがいつも何となく聞いたみたいになってしまうので、個人情報に配慮した上で具体的にこういう事象がありましたよってというのは、一定例えばホームページ等を通じて公開していくべきであると思いますけど、その部分についてはいかがお考えでしょうか。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

カスタマーハラスメント対策につきましてはまだ緒に就いたところでございます。定義づけ、先ほどから申し上げておりますが、定義づけをまずすることによって、その他の対応もできることになるかと思えます。民間企業のようにできるか分かりませんが、公表も含めて検討を進めてまいります。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。何かあったみたいやという主観的な情報でどうしてもなってしまうので、このような事実がございましたということで客観的なもののほうが、僕らも何かを判断するときに物事を公平に見る判断材料になりますので、その辺を含めて総合的に取り進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、民生委員・児童委員の選任要件の見直しにつきましてご質問させていただきます。民生委員・児童委員の選任は、その地域に現に居住している個人であることが条件でございます。これを政府は近隣に転居した元住民、別の地域から通勤・通学する会社

員なども可能とするような見直し案が今審議される予定となってきました。2024年度中に一定の結論がなされて、年明けの通常国会で法律改正される見通しであると報道がありました。その状況を踏まえまして、忠岡町における民生・児童委員の成り手についての実情と社会福祉協議会、役所、自治会等はこのような制度変更の有用性につきまして、今のところどのように捉えられているのかお答えください。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

民生委員・児童委員につきましては、単身高齢者の増加や世帯が抱える課題に多岐にわたり複雑化するなど社会的な課題となる中、住民の身近な相談相手であり、福祉サービスの橋渡し役として必要性は増しておりますが、定年延長による就業率の増加などにより、全国的に担い手不足が深刻化しております。本町におきましては、現在は定数を満たしている状況でございますが、他市町と同様、成り手不足は今後の課題であると認識しているところでございます。

議員お示しの民生委員・児童委員の選任要件の緩和につきましては、今後の人材確保に有益であると考えておりますが、要件緩和の範囲や条件につきましては、今後の国の動きを注視してまいりますのでよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今後ね、企業の社会貢献などを踏まえた改正になりそうなんです、場合によったら多分いろんな市町で確保するために、例えば企業の入札要件のときの加算対象にこんなけるとかいろんなこと生まれてくると思うんです。そんなん含めましても、町もまたね、やっぱり確保しないという選択肢はないと思いますので、またエリアも広いかもしれないので、そのエリアをもうちょっと分割するとかいろんな手段で継続的な担い手の確保をよろしくお願いしたいということで、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、小・中学校のDXにつきまして質問させていただきます。デジタルトランスフォーメーション、DXという用途も定着してきた感がありますが、その一側面として、タブレット化が進んでいる中で、様々な事象も発生しているかなと思います。タブレット学習や各教材で使用することで生まれるビッグデータの提供に対する問題などに対する疑問が私の中ではあります。アプリやソフトなどの使用前に許諾承認を取ることが普

通一般的ですが、個人情報の提供につきましてどのように学校は把握や事情を事業所より受けて、また同意した部分について個人情報適用範囲などにおいては、児童や生徒及びその保護者へとどのような説明を行っているのかお答えください。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議員お尋ねのＡＩドリル等での児童・生徒の利用状況等のデータにつきましては、導入業者からもデータを活用することはない旨を確認しております。あわせてソフト等の使用に当たっては、国の定める基準にのっとりセキュリティーの徹底を行っている旨も確認しております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

８番（三宅 良矢議員）

データは一切提供していないということで、今使っているのを使ってますよという説明だったと思うんですけど、逆にデータ提供してないということなんですけど、見方変えたら、積み重ねるビッグデータの範囲がどうなされてるソフトやねんっていう見方もあるんです。要はそのデータの蓄積でアップデートがされて、よりいいものが今生まれるというのは大体スタンダードなのに、それが一切されていないということは、どのような形で今の時代に合わせてアップデートされてるんやっていうことがとてもどうなのかなという疑問がかなりあります。これはもう別に教育の部分だけじゃなく、本当にビッグデータを活用する、ＡＩを活用するということは、人工知能を活用するということは、もうそれはもうほぼほぼイコールやと思ってるんですが、すみません、これはもう教育だけに限らない問題なので、今後こういった問題につきましたらまた質問をさせていただきますので、何とぞそのときはご対応よろしく願いいたします。

続きまして、文部科学省よりタブレット更新の補助金が令和６年度予算より出ています。忠岡町としての補助金活用した上での更新予定はされると思いますが、今回の更新時のタブレット機器選定に当たっては、できる限り日本製、日本製いうてもＯＳ日本製なんかあり得ないですよ、できるだけ日本のメーカーで、日本国内で組み立てられて、日本のできるだけ素材を、パネルなりチップなんかを日本で作ってるっていうのが、これはもう補助金で成り立ってるところは、そういうのはできるだけ進めるべきかなと思うんです。安かって９９％外国製ですよりも、でないと経済効果としては外国に全部金を渡してるわけじゃないですか。それって僕どう、日本の公共、公の在り方としてどうなのかなと前からちょっと思ってまして、できる限りそういう指定も町独自としてでもいいので仕様書に加え

て、条件に加えていくべきやと思うんですがいかがお考えでしょうか。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

1人1台端末の更新につきましては、国からの補助を基に大阪府が5年間基金を造成し、大阪府を中心とした共同調達等を行うことになっております。

議員お尋ねの仕様書の条件等につきましては、本町独自のものではなく、共同調達でのOSごとの共通仕様書を検討することになると思います。現時点で本町独自で仕様書に日本製の指定を加えることは考えておりません。

なお、現時点におきましては、1人1台端末の補助基準額が1台あたり5万5,000円で補助率は3分の2、予備機を含むの児童・生徒全員分の端末が補助対象となります。

引き続き情報収集とともに、1人1台端末の着実な更新を進めてまいりますのでご理解のほどお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

なかなかもう金額も限定ありまして、昔に比べたらかなり限られてはくるので、アップルなんか多分絶対無理やろなと思いながら、そもそもなんですが、大阪府が出してくる共通仕様書ですよ。必ずしもそういうことを出してこない、そういうような条件が加えられないような内容やったら、例えばそもそも共通仕様書の活用に従わないといけないのかどうかお答えください。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

まだ現時点で共通仕様書をどのように検討するのかについても、まだ大阪府教育庁のほうから聞いておりませんので、引き続き情報収集に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

よろしくお願いします。

続きまして、以前に展示会で体験させてもらって、僕もええなと思った補助教材があったので、これ導入されているのかどうかというところが短所だったんですけど、教師の業務効率化に伴って自動採点ソフトを導入する自治体が増えてきていると聞いてます。特に文章問題ですよね、比較検討ないので、僕よくやってしまったミスが、一番初めの子が基準になるのに、だんだんと後でやってる子の点数がこの子よりも内容が悪いのに高くしてしまうとか、文章問題の採点って結構難しいっていうのは、僕も昔ながらに思い出した中で、そういう採点を公平に行いやすくもなるし、また、採点された答案用紙を指定のメール先やったら、子供だけじゃなくて保護者にも、これ子供にとったら迷惑かもしれないですけど、保護者などにも一度登録すると送れるような機能もあるそうなんです。金額的には、市町村当たりもう 10 万円ぽっきりみたいな形で導入可能な商品もあるって直接聞いてきたんですけど、費用対効果としてはすごい高くて、先生の負担も軽減できるので導入すべきであると思うんですがいかがでしょうか。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹教育部理事兼学校教育課長）

自動採点システムにつきましては、近隣市等も導入しており、情報収集に努めているところでございます。

議員お示しのとおり、特に中学校において、採点に伴う公務の軽減を図る上で効果的であると聞いております。導入につきましては、ソフトだけでなく、大量の答案用紙を一斉にスキャンするための複合機を設置する費用等もかかるため、財政当局との調整が必要となります。引き続き導入に向けて調査・研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。リースやったら 1 台年間二、三十万円とお聞きをしておりますし、全てね、今もう借りてる、既に使えない性能のコピー機とかも、交換差額踏まえても、

3校合わせたとしても50万程度とかプラスアルファの予算かなと思いますので、働く時間短縮とか、あと保護者のサービス向上、子供にとってサービス向上かどうかはちょっと置いて、その視点でぜひとも導入を推進していただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、放課後等デイサービスにおける18歳の壁問題についてご質問させていただきます。18歳までは放課後等デイサービスなどにおいて、公的支援の下で、発達障害児への支援の仕組みが整っております。今回特例利用に関してはちょっと除いておいてください。ただ、18歳に至ることで放課後デイでの支援が切り離されることとなります。各障害手帳取得における障害判定の結果により、サービスが18歳以降は適用されるサービスが開始されるんですが、身体・知的・障害どのサービスも受けることができない発達障害者が一定程度存在します。そのような人は、これまで手厚く守ってくれたのに、いきなり自己責任だ、18歳なんだ、成人なんだということで、実質問題いきなり自己責任の名の下で独り立ちをなささいというような。大体、別に多数ではないんですけど、職場適応できずに引き籠もったりとか、男の子であれば、例えば犯罪に巻き込まれたり、そういう巻き込まれるのであれば出し子とか、例えば女性であれば風俗関係の仕事にうまいこと使われるように持っていかれるんですね。そんなんを分かってやるやついっぱいいるんですよ、正直そういう世界に。そのような発達障害における特性を理解して利用される事例がもう後を絶たないんです。主に境界性知能と言われるIQ70から85の療育手帳などが対象外となっているので、それが全人口の10%から15%が当たるとも言われております。

忠岡町として放課後デイの事業所と連携し、サービスを利用してる18歳までの段階で、18歳以降に向けた長期的支援について計画に取り組んでいくことってというのは重要やとは思っております。忠岡町として、サービスを今提供している放課後等デイサービス事業所が18歳以上になる利用者へのアフターケアですよ。それに向けての取組の必要性についてどのように考えているのかお答えください。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

放課後デイサービスの利用者等で障害の複数ある診断基準を満たしておらず、18歳以降の支援が途切れてしまう場合においても、引き続き就労等において専門的な支援が必要であると考えております。手帳の有無に関係なく支援を受けられる機関とつながり、多くの支援者に出会うことで環境を整えることができるよう、地域若者サポートステーションをはじめ、大阪府発達障がい者支援センター、アクト大阪や泉州北障害者就業・生活支援

センターなどの公的な就労サポート、機関等との連携や相談機関の周知を図ってまいります。

また、放課後デイサービス卒業後の生活を見据えた支援等につきましては、町内の事業所の取組状況や意向等を調査するほか、自立支援協議会等においても検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。まずね、今事業所さんがどう考えてるんかと。10年ほど前にスタートして、もう10、10補助で敷金礼金から全部、改修費も全部国の税金で持つよっていったばんぼんできたっていうのが、あのときは僕もそんな補助金でできるんやって、誰でもできるやんっていうような、本当誰でもやり出したっていう側面もあるので、そういったのも踏まえて、多分温度差っていうのはすごいあると思うんですが、それでもまずは本当にそこに対してすごいアンテナが高いような事業所に向けてはそのような、まずは行政とともにちょっとそういうようなサポートに乗り出していけるような仕組みっていうのを整えていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、J－A L E R Tについてご質問させていただきます。5月22日に全国一斉情報伝達試験が行われましたが、忠岡においては防災行政無線のシステム障害のため鳴ることはなかったと。原因究明と今後の対応についてどのように早期の回復及び忠岡町内だけでも、またそれが大丈夫なのか、試験放送すべきであると考えますがどのようにお考えなのかお答えください。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

国の発する緊急情報の伝達手段である全国瞬時警報システム、いわゆるJ－A L E R Tを全国的に市町村防災行政無線等を自動起動させ、機器の稼働状況や住民への情報伝達が確実に行えるかどうかを確認するために、本町におきましても、先般5月22日午前11時に伝達試験を実施予定でありました。しかし、J－A L E R Tの受信機は正常に起動しましたが、放送設備である防災無線の制御装置の不具合により放送することができませんでした。また、同日にホームページやL I N Eにおいて、設備機器の不具合により本町は放送ができなかった旨通知させていただきましたが、放送できなかったことに対し住民の

皆様にご不安とご心配をおかけしたことは申し訳なく思っています。機器の修繕ができるかどうかは、補修事業者により今検証していますが、現在は代替の制御装置を設置しているため正常に稼働しております。

なお、今後忠岡町内での試験放送については、必要に応じて対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

今は代替の装置が稼働するために大丈夫だということですが、それも含めて早期に試験と、本機がね、故障しているほうも必要であるんだったら早期に修繕していただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、補聴器補助機器の選択肢の拡大につきましてご質問します。補聴器補助対象におきまして骨伝導イヤホンは対象となっているのか。ちょっとシンプルなんですけどお答えいただきたいと思いますがよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

補聴器補助につきましては、骨伝導イヤホンにつきましては、集音器に分類されるために対象外となっております。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

これは医療系の管理医療機器に放り込まれてきたら、範疇として対応できたらできるということでもいいんですか。必然的に対象になってくるということでもよろしいですね。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

そのとおりでございます。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

すみません。じゃあまたそういうことになれるような、どうなのかも含めてまたそういう事業所のたびに出てまいりますが、何でこんな質問したかという、柔道やった人が両

耳入らないんですね。耳がぼこんとなっているから。そういう方も世の中一定数いるので、その方で耳悪って一定数の方いるので、ちょっとそういうことが気になったので質問させていただきました。時間がちょっと余りましたが、次からこういう機会にしっかりとまたさせていただきます。よろしくお願いします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次回の会議は、明日6月13日木曜日午前10時より開きます。本日は大変ご苦労さまでございました。お疲れさまでした。

（「午後3時15分」閉会）